

令和6年 第2回定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和6年6月18日 開会

令和6年6月20日 閉会

美 深 町 議 会

令和6年第2回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和6年6月18日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第4号 令和5年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 6 報告第5号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告について
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第23号の提案説明
- 第 9 議案第24号の提案説明
- 第10 議案第25号の提案説明
- 第11 議案第26号乃至議案第28号の提案説明
- 第12 議案第29号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第13 報告第3号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
- 第14 休会日の決定

◎出席議員（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 木下 悠 君 | 2番 望月 清貴 君 |
| 3番 中瀬 亮太 君 | 4番 名取 明美 君 |
| 5番 蠣崎 一生 君 | 6番 田中 真奈美 君 |
| 7番 小口 英治 君 | 8番 藤原 芳幸 君 |
| 9番 和田 健 君 | 10番 荒川 賢一 君 |
| 11番 南 和博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	草野孝治君	副町長	川端秀司君
総務課長	中江勝規君	企画商工観光課長	小野勇二君
住民生活課長	桜木健一君	保健福祉課長	小林一仙君
農務課長	山崎義典君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	内山徹君
企画グループ主幹	渡辺善美君	経済産業グループ主幹	前田直久君
生活環境グループ主幹	川端健君	税務グループ主幹	中野浩史君
保健福祉グループ主幹	和田政則君	農業グループ主幹	加藤保昭君
建設林務グループ主幹	田畑尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	杉本力君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副主幹	服部満君
------	------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、令和6年第2回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議記録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議記録署名議員の指名を行います。会議記録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において5番 蠣崎議員、6番 田中議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から20日までの3日間をしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から20日までの3日に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向および各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました陳情等について申し上げます。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書他4件であり議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から5月実施の例月出納検査報告書、次に本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、条例の制定1件、条例の一部改正2件、補正予算3件、規約変更1件、報告2件です。議会側提出のものは委員会報告1件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は、藤原議員はじめ合計4名です。次に説明員については一覧表を配布しています。最後に一般質問においてはインターネットへの録画配信を行うため、議場内で録画を行っております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。行政報告に先立ちまして、私からも去る6月11日に83歳でご逝去されました故 藤守千代子元議長に対しまして謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。それでは、行政報告といたしまして1つ目、令和5年度各会計の決算状況について。2つ目、今春の農作業状況と6月5日現在の農作物生育状況について。3つ目、株式会社セコマとの協定締結について。4つ目として、小規模ホームセンターとの土地賃貸契約についての4点についてご報告を申し上げます。まず1点目、令和5年度的美深町各会計の決算状況について報告申し上げます。令和5年度会計につきましては、5月31日をもって出納閉鎖し、現在計数確認と決算書の調製にあたっているところでありますが、歳入・歳出の決算状況につきまして、一般会計から順にご報告を申し上げます。令和5年度の一般会計は、西団地公営住宅建替工事や美深小学校体育館非構造部材の耐震化のための改修のほか、物価高騰による負担増を踏まえ地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯に対しては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、課税世帯に対しても生活支援給付金の給付を実施し、農業面においては酪農・畜産農家に対し、配合飼料及び子牛用代用乳における価格高騰分に対し農業価格高騰緊急対策事業給付金を給付しましたが、職員住宅建設工事及び玉川浄水場設備整備工事の完了などにより決算規模としては前年度と比べ8,000万円あまり下回る状況となりました。歳入では、町税は4億1,166万0,432円で、前年比で約106万7,277円の減少。臨時財政対策債も含めた実質的な地方交付税総額についても、34億5,220万9千円と前年比で275万6千円の減少となっています。なお、令和5年度から令和6年度へ繰り越した事業は、10事業で1億4,858万2,955円となっております。繰越事業の詳細については、議案書の報告第4号でご説明を申し上げます。この結果、歳入57億4,947万9,901円。歳出、51億2,573万5,189円。差引、6億2,374万4,712円の黒字であります。この実質収支額のうち、翌年度に繰り越す財源9,250万9,700円を除いた額の約半分2億6,570万円を財政調整基金に編入しまして、残る2億6,553万5,012円を令和6年度会計へ繰り越します。次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険につきましては、被保険者数が年々減少傾向にあります。保険給付費については、受診件数及び高額療養者の減少により前年度比5.3

%の減少となったところであります。令和5年度の決算額は歳入・歳出ともに4億8,750万1,093円となるものであります。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は、1億5,481万5,860円となっております。次に、後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。この特別会計の主な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付などとなっております。後期高齢者の被保険者数は減少傾向が続いておりますが、事務費負担金等の増加により広域連合への納付金については、前年度と比べ増加となっております。令和5年度の決算額は歳入、8,146万3,237円。歳出、8,133万0,997円。差引、13万2,240円を令和6年度会計に繰り越したところであります。次に、介護保険特別会計について申し上げます。第一号被保険者数は前年度比2.4%減少し、要介護・要支援認定者数についても、前年度比0.9%の減少となりました。一方要介護認定等を受けた介護サービス受給者の係る保険給付費については、前年度と比較して2.8%の増加となったところであります。令和5年度の決算額は、歳入・歳出ともに5億7,896万9,248円であります。なお、介護給付費準備基金の年度末現在高は、4,522万7,271円となっております。次に、北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。令和5年度は量水器取替工事、年次計画に基づく機械設備等の更新のほか、公営企業会計適用に向けた地方公営企業法財務適用例規整備業務委託を行い、安定した水の供給に努めて参りました。決算額は、歳入で1,878万5,755円。歳出が1,654万4,069円で、差し引き224万1,686円の余剰金が生じました。余剰金は令和6年度から中央簡易水道事業と北部簡易水道事業を統合した美深町簡易水道事業会計に引き継ぎます。次に、下水道事業特別会計について申し上げます。令和5年度は、公共下水道事業長寿命化計画に基づく機械設備の改修工事を実施し、保守・管理に万全を期したほか、令和6年度から公営企業会計適用に向けた地方公営企業法財務適用例規整備業務委託を行い、環境・公衆衛生の充実に努めて参りました。決算額は歳入・歳出ともに2億2,303万147円で一般会計からの繰入金は1億1,852万4,087円となっております。最後に中央簡易水道事業会計について申し上げます。中央簡易水道事業につきましては、水の安定供給と経営効率化に努めた結果、収益的収支で831万4,251円の純利益が生じました。また資本的収支では、2,471万3,558円の不足が生じましたが、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補填した結果、翌年度繰越現金は3億7,882万5,159円となるものであります。以上が、各会計の決算状況の報告でございます。次に2点目、今春の農作業状況と6月5日現在の農作物生育状況等について報告を申し上げます。まず気象経過としましては、今年は積雪が平年より少なく、5年度ですね。5年

度は積雪が平年より少なく、融雪期は4月12日で平年より9日早くなりました。融雪後の4月中旬以降は、気圧の谷と高気圧が交互に通過し、周期的に天気が変わる状況でしたが気温は平年よりかなり高く推移しました。5月に入り気温は月を通しては平年より高かったものの下旬は平年より低く、かなり低い日もありました。日照は平年並みでしたが、降水量は平年より多い月となりました。6月上旬も気温は平年より低く推移しました。次に、農作業状況につきましては、融雪が早かったため、耕起作業は4月23日で平年より3日早くはじまりました。移植・植付作業については、水稲は平年より1日早く、馬鈴しょは2日早く終わっていますが、てん菜は降雨の影響もあり9日遅く作業を終えております。この他、南瓜の定植作業は、例年5月下旬から始まりますが、平年より気温が低かった影響もあり、6月に入ってから本格化し、中旬に最盛期を迎える見込みです。次に、主要農作物の生育状況ですが、水稲の生育は平年並みとなっております。畑地においては融雪が早かったため、平年より早く播種、移植、植え付け作業がはじまりました。秋小麦の生育は、平年より3日早く春小麦の慣行栽培については、平年より8日早く播種作業を終え、生育も順調に進んでいます。牧草の成育は平年より7日早くなっております。ホワイトアスパラガスは4月10日から出荷が始まりました。気象の影響を受けにくく、例年安定した収量を確保していますが、太物規格が平年より少ない状況となっております。価格は昨年より高値で推移しています。収穫は6月末頃までの見込みとなっております。露地栽培のグリーンアスパラガスは5月5日から出荷が始まりましたが、その後の低気温や日照不足の影響もあり、収量は平年より少ない状況となっております。価格については、ホワイトアスパラガス同様に高値で推移しており、特に太い物が他の産地でも少ない状況から高値で推移しております。収穫は6月末ごろまでの見込みとなっております。恩根内放牧場については、5月20日から入牧を開始しました。6月5日現在の放牧頭数については、牛と馬合わせて294頭となっております。以上、農業関係の報告といたします。次に3点目、株式会社セコマとの協定締結について報告を申し上げます。美深町と株式会社セコマは、6月7日金曜日、セコマ代表取締役社長の赤尾洋昭氏にご来町いただき、美深町役場においてまちづくり連携に関する協定と災害時における応急生活物資の供給等に関する協定を締結いたしました。まちづくり連携に関する協定については、双方が有する機能を効果的に発揮して、産官相互の連携と協力を基盤に町民と一体となって美深町の発展と飛躍を目指し、共にまちづくりに取り組むものであります。連携の範囲としては、産業振興をはじめ安心・安全で持続可能なまちづくり、子育て支援などあらゆる分野を想定しており、将来的に地域の食材を利用した商品開発などもできれば良いと考えております。また災害時における応急生活物資の供給等に関する協定については、大規模災害等が発生、又は発生する恐れ

のある場合、住民生活の早期安定を図るため、美深町の要請に基づき株式会社セコマが食料品や生活物資等の供給・配送に協力するものであります。株式会社セコマでは、道内各自治体と同様の協定を締結しており、本町との協定はまちづくり連携協定については、道内34例目、上川管内3例目、災害時の物資供給の協定は道内57例目、上川管内4例目となるものでございます。最後に、小規模ホームセンターDCMニコットの出店について報告を申し上げます。今回、土地の賃貸の申し込みがありましたのは、旧美深警察署の跡地であります。相手方は、道内を中心に比較的地方の自治体に出店しているDCMニコット株式会社で、町では遊休地の有効活用が図られることと、新たな雇用の創出や商工業の振興、町民の利便性向上なども想定されることから、商工会にも相談する中で賃貸契約を締結することと致しました。賃貸する土地は、美深町字美深263番地の一部で、面積は4,299.11㎡。賃貸料は年額30万円。ニコット側の希望により15年間の賃貸期間となるもの。6月中に土地の賃貸借契約を締結した後、ニコットでは7月1日に工事の看板を設置し、工事を進めたいとしており、今のところ11月22日の開店を予定しているとの報告を受けているところでございます。以上、4点の行政報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ、本件報告済みといたします。

◎日程第5 報告第4号 令和5年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 報告第4号 令和5年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてであります。提出者から報告をお願いします。中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは、議案書23ページお開き下さい。報告第4号 令和5年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。令和5年度美深町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。次のページ24ページをお開き下さい。この繰越明許費については、令和5年度一般会計補正予算（第4号）（第6号）（第7号）（第9号）で設定した全部で10本の繰越事業にかかる予算でございます。繰越明許費として設定した予算総額は25ページの下欄にあるとおりですね。2億4,878万円、この内翌年度に繰り越した総額は1億4,858万2,955円となっているものでございます。24ページの上の方から順番にご説明をしたいと思っております。まず1行目、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム改修事業については、こちらの住民票とマイナンバーカードの氏名のふりがな及びローマ字表記を追記するためのシステム改修

業務委託料で、国の仕様が決まらず年度内完了が難しくなったために、予算509万3千円の全額を繰り越したものでございます。こちら、現在5月27日に委託契約を締結して納期を令和7年3月31日として進行中でございます。財源は全額、国庫補助金となっているものでございます。次、2行目、3項民生費、1項社会福祉費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業こちらについては、住民税均等割のみ課税の世帯に対して1人あたり10万円を給付する事業と、住民税非課税及び均等割のみ課税の子育て世帯に対して子ども1人あたり5万円を給付する事業にかかるものでございまして、その給付金と事務費合わせて172万3,350円を繰り越したものでございます。財源については、全額国の補助金で対応するものでございます。次、3行目、3款民生費、1項社会福祉費、特別養護老人ホーム建設事業（基本設計）については、美深福祉会が事業主体となって進めている特養の建替えにかかる基本設計に対する補助金でございます。令和5年8月22日に交付決定をして年度内完了の予定でありましたが、協議にさらに期間を要するとして期間延長の申し出を受け、補助金額1,265万円を繰り越したものでございまして、一応5月末で事業完了となっているところでございます。財源については、全額一般財源となるものでございます。次、4行目です。6款農林産業費、1項農業費「がんばる美深農業！」支援事業、こちらについては、酪農支援事業にかかる補助金で、新型の生乳磁気温度計の導入事業にかかる補助金なのですが、令和5年8月2日に15件に対して交付決定したのですが、昨年度全道規模で、この磁気温度計の導入が推進され、在庫不足となって年度内の完了が難しくなったために繰越明許としたものでございます。現在、秋ごろまでには導入見込みだと聞いております。繰越額は、交付決定の94万6,800円、財源は全額一般財源となるものでございます。次、5行目です。同じく6款農林産業費、1項農業費、施設園芸生産基盤緊急支援事業については、施設園芸におけるパイプハウスの暑熱対策にかかる補助金でございまして、3月に追加された北海道の補正事業で、道において想定以上の要望があって繰越事業とされたものでございます。令和6年3月26日に交付決定をしてございまして、2件分5万9,905円を繰り越したものでございます。財源は、全額道費補助金となるものであります。次、6行目、7款商工費、1項商工費、びふかアイランド噴水ポンプ更新事業、こちらの繰越額218万9千円と次のページのびふかアイランドキュービクル高圧機器更新事業、繰越額737万円、そしてその次のびふかアイランドキュービクル高圧ケーブル更新事業、繰越額860万900円この3本については、資材等の納品に相当な期間を要するというところで、年度内の完了が難しくなりましたそれぞれ繰越事業としたものでございます。噴水ポンプの更新事業については、令和5年10月24日に契約し、工期を令和6年7月31日、キュービクル関係の2本の事業

については、令和5年10月25日に契約をして令和6年11月29日を工期として現在進行中でございます。財源は一般財源となるものでございます。次、25ページの3行目です。10款教育費、1項教育総務費、教育施設冷房施設設置事業については、幼児センターと各小中学校の冷房設備の設置にかかる工事請負費でございます。令和6年2月26日に契約をして令和6年9月30日を工期として現在進行中でございます。契約金額からすでに支払っている前払い金を差し引いた5,315万円を繰り越したものでございます。財源は、特定財源として国庫補助金これが1,149万7千と、起債の分が3,770万円、合わせて4,919万7千円が特定財源となるもので、残り一般財源395万3千円となるものでございます。最後です。10款養育費、6項社会教育費、文化会館COM100冷温水機更新事業。こちらについては、COM100の冷温水機ボイラーの更新にかかる工事請負費でございます。令和6年1月31日に契約を締結し、令和6年10月31日を工期として現在進行中でございます。こちらも契約金額から前払い金を差し引いた5,680万円こちらを繰り越したもので、財源は一般財源となるものです。以上、10の事業で繰り越した予算の総額は1億4,858万2,955円となるものでございます。以上で繰越計算書の報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の報告第4号に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件報告済みといたします。

◎日程第6 報告第5号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 報告第5号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告についてであります。提出者から報告をお願いします。

中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは、議案書26ページお聞きいただきたいと思います。報告第5号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告について。地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について別紙のとおり繰越計算書を調製したので同条第3項の規定に基づき報告する。次のページ27ページご覧いただきたいと思います。こちらの1本の事業について繰越をしております。1款資本的支出、1項建設改良費、中央簡易水道配水管更新工事、予算計上額が3,880万円。繰越額も同額となっております。財源は、国庫補助金が1,260万円、企業債が2,520万円。損益勘定留保資金100万円となっているものでございます。こちらは町道北4丁目道路と町道6線道路に敷設されている水道管の更新工事で、説明にある

とおり国の令和5年度補助金を活用した繰越工事の承認を受けておりまして、年度をまたいで令和6年10月31日までを工期としているものでございます。以上で、令和5年度中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の報告第5号に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件報告済みといたします。

◎日程第7 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第7 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分と致します。質問は、簡潔明瞭をお願いいたします。それでは通告順にしたがって発言を許します。

8番 藤原議員。

○8番（藤原芳幸君） それでは一般質問をはじめさせていただきます。私は、今回行政に対し人口減少で新たな課題とどう向き合うのかということをもとに質問の通告をさせていただいたところであります。私は、今年もう少しで生まれてから66年。こんなに経ってしまったかなという感じはもっておりますが。物心ついてから美深町に限らず、この上川北部どの市町村も人口が増えたということを知ることがほぼございません。恐らくどこの市町村においても60年ほど、その人口が減っていく中でのまちづくりというものを今日までずっと進めてきたと思っております。その間には当然、人口が増えて、まちが大きくなっていくことを目指して、どこも計画を立てて進めておいた、そういったことを続けてはきておいたけれども、結果としては、過疎化、離農、色々なものが中々克服できず人口が減っている中でのまちづくりであったという風に認識をしております。ただ人口が減ると言っても、今後の人口減少の中でのまちづくりというものに関しましていくと、今までとは少し状況が変わってくるのではないかな。色々な心配事がございます。そういった中で新たな課題、色々なものが既に出てきている中で、どう向き合っていくのかということをも町長にご質問するものでございます。通告をしておりましたので、まず通告の内容について朗読をさせていただきます。人口減少での新たな課題、どう向き合うのか。美深町は明治32年の開拓以来、先人たちが未開の大地を切り拓き、厳しい自然を克服して天塩川流域から周辺山間部へと開墾が進み、人口の増加、産業が発展し、今日の美深の礎を築いたことは多くの町民が知るところであります。まちが発展する一方で失われた自然環境等も沢山ございます。開拓120年が過ぎ人口減少による地域の衰退はあたかも開拓時へと時が戻っている印象さえ感じるところであります。これからのまちづくりに関しては先ほど申し上げましたとおり今までとは違う人口減少、そういった中での次元の

違う課題が発生してくることが想定されておりますけれども、以下の点について町長にまちづくりの考え方を伺うものであります。まず1点目、これは住民の暮らしに関する部分でありますけれども、住民生活に直接関わる上下水道やごみの収集、暮らしにゆとりを提供するスポーツ・文化事業、これらのものはこの先どのように維持そして運営していく考えか伺います。2番目としては、これは色々な施設に関する将来のことです。町の公共施設や生活インフラは、老朽化により更新や改修が次々と発生してくる状況であります。量や質などどのような考えで整備をしていくのか。3番、こちらに関しては町内の環境についてであります。人口減少により居住者がいなくなった地域は昔の環境に戻りつつあり、これまで保たれていた野生動物との距離にも変化が生じ、被害も増えつつある状況であります。住民の生活圏と周辺環境の在り方を新たな課題とし、被害に遭わないための緩衝地帯の確保や、野生動物の習性を学び日常生活に活かすなど、良好な環境を維持する必要があると考えますが、どのような対策を進めていくのか、この3点についてお伺いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 議場が暑くなっておりますので、暑い方は上着を脱いでよろしいです。

それでは草野町長。

○町長（草野孝治君） 藤原議員からいただきました、人口減少での新たな課題、どう向き合うのかのご質問について、ご答弁申し上げます。1点目と2点目につきましては、内容が関連すると思われますので、まとめてご答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、住民生活に直接関わります公共施設や道路、橋りょうなどの生活インフラは現在第6次美深町総合計画を基本としながら、美深町公共施設等総合管理計画や美深町橋りょう長寿命化計画など、個別の計画に基づき維持管理に努めているところでございます。公共施設や生活インフラ、更には上下水道やごみ収集などの行政サービスは人口減少下においても、そこに生活が存在する限り、社会、経済活動を行っていくためには必要不可欠でありますことから今後も適切な維持管理を行って参りたいと考えております。ただし、大規模な補修や建て替えが必要な時期が到来した場合には施設の配置を含め、複合施設による集約化なども検討が必要になると考えているところでございます。今年度から来年度にかけて2カ年をかけて立地適正化計画を策定いたします。この中でも、市街地を中心とした今後のまちづくりの在り方が検討されることとなります。いずれにしましても限りある財源を有効に活用できるよう知恵を絞って参る考えでございます。なお、スポーツ活動の中心であります美深町民体育館につきましては、昨年度から耐震診断、アスベスト調査業務に取り掛かり今年度は改修工事の実施設業務に着手しており、令和7年度予

算編成に向けて工事概要を取りまとめ来年度以降大規模改修に取り掛かる予定でございます。また本年度はゴルフ練習場の改修工事にも着手しており7月中の完成予定でございます。更に文化活動の拠点となります美深町文化会館COM100におきましても完成から25年が経過し、主に機械設備の老朽化に伴う改修が続いております。昨年度から本年度にかけて冷温水機更新工事に着手しており10月末の完成を予定しております。今後は建物全体のメンテナンスを含めた改修工事が予想されます。これらの拠点施設は住民にとって必要な活動の場であるとともに町外からの利用も含め、大会やイベントの誘致においても大変重要な施設でありますので、当面は現状維持しながら適切な管理を行ってまいります。次に、3点目の野生動物の対策についてのご質問。まず人口減少に伴う町民の居住地の変化と野生動物の生息地拡大に起因する被害についてです。近年は野生動物による農作物の被害は増加していますが、これは、野生動物の生息範囲の変化だけではなく、野生動物の個体数の増加も要因の1つと言われております。北海道ヒグマ管理計画によると北海道のヒグマの生息数は平成2年度5,200頭、平成26年度1万500頭、令和2年度1万1,700頭と増加していると考えられております。本町におきましても、ヒグマの目撃数、捕獲数が令和元年度、目撃数が11件、捕獲数1頭が令和5年度目撃数が67件、捕獲数25頭と急増しております。全国的にクマ類の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など事態が深刻化しているため、絶滅のおそれの高い四国の個体群を除くクマ類が指定管理鳥獣に追加され、国から鳥獣捕獲対策等にかかる支援の充実を期待しているところでございます。緩衝地帯は、人の生活圏と動物保護優先地域の間の地域のごとで、当町の場合耕作地や電気牧柵がこれにあたりと考えております。野生動物との接触を避けるためには、居住地まわりの環境整備も重要な要素です。身を隠しやすい繁みをつくらないことや、草刈、生ごみなどの誘因物を置かないことなど、日常的にできる対策をお願いしたいと考えております。いずれにしましても鳥獣被害対策については、安全・安心なまちづくりのためにも引き続き進めて参ります。以上答弁といたします。

○議長（南 和博君） 8番 藤原議員。

○8番（藤原芳幸君） 町長の方から、今1番2番3番についてそれぞれ見解を伺ったところではありますが、まず町民の暮らしに関わる内容につきましていきますと、ちょうど1年前、この昨年の6月の第2定例会の時に、町長と一般質問した時に、ちょっと件名はちょっと違いましたけれども、このまちに住み続けられるためにということで質問をいたしました。当然それらに関しては、町長の方からは、現状の福祉サービスや地域力を維持していくという大雑把にそのような回答をいただいております。生活に関わるこれらの事業というものは、住民が暮らしていくため、町長がいったとおり必要不可欠な事業であり、これ

らは色々な状況が厳しくなったとしても当然住民がいる限りサービスとして長側が当然提供していくものと思うわけであります。これができなくなるようだと、本当に自治体としてのていがないとないというわけでありますけれども、これらを進めるためには色々な事業管理というものが今後とも運営していく上では必要になってくるということと思います。これは事業の見直しとして、負担を上げるそういったものは最後の最後の手段になるのかなという思っているところであります。それでそのどのよういった見直しが必要になるのかなという部分でいくと、2番目に取り上げました、まず町が抱える施設等の問題。どうしてもここというものを見直しが必要になってくるのではないのかなと思っております。私は、一番暮らしに関わる部分に関しては見直しをして何とか住民負担を上げていくということには決してならないとは思っておりますので、そこで登場してくるのが他の事業ということで、まず公共施設ということで話を聞いていきたいと思うところであります。住民の暮らしに関しては、私も町長と同じですので、この声に関してはこれをどうする、あれをどうするという質問はございません。町長の方で何かそれに対して補足することであれば回答として承りますけれども、当然町長と私も同じスタンスであると思っております。それでそれを持続させるために、公共施設のことについてですけれども、総合計画の中では公共施設等総合管理計画個別施策計画というものにに基づき将来に向けて計画的な管理に努めますとになってございます。この計画というものは、2016年に当時の人口と将来の人口をもとにして計画したものであり、計画の内容については5年ごとに必要があれば見直しをしていくというようなことで進めてきているものでありますけれども、まずこちらに対して町長に伺いますけれども、これまで見直したという事実はございますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 見直しはしてございません。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） まだ見直しはしてないということでありますので、これは必ず見直しをするというものではなくて、必要があれば5年ごとに見直しをしていくというような記載でございました。この計画でいきますと当時の16年時の計画でいきますと、計画当時の人口というのが美深町の人口4,802人となっております。予定推移としては2025年、来年ですけれども4,087人。2050年、2,582人と想定をしているところであります。ただ本年2024年5月末時点で美深町台帳でいきますと3,728人。当然来年度の計画ですでに-359人となっているところであります。昨年から色々人口動態に関しては沢山示されておるところではありますけれども、2050年には2096人というような予想も推移を示されたところがございます。この状況でいきますと当初の

計画、見直しが必要ではないかなと思っております。そして当初の計画の中ではその中でも最初の20年で機能を集約し公共施設の総面積を14%減らすという計画になっておりますけれども、当然集約していく中では数も減らさなきゃならないのかな。先ほど質問したように量と質、これをどうしていくのかなということも当然色々具体的な目標も総合計画の中で本当は取り組むべきなのではないのかな。総合計画の上にこの計画がありますが、逆に総合計画の方はそこにはあまり触れずに、もっと抽象的な表現となっておりますけれども、大きな計画の中、40年のこれ計画なのですけれども、40年の計画の中の最初の10年、次の10年、総合計画の中で具体的にこういったことを目指すということも示していく。そういうことも必要なのではないかなと思っておりますが、その辺についてまず町長に伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 5月末の人口は3,756人かと思っておりますので、よろしくお願いたします。先ほど、答弁いたしましたけれども、美深町公共施設等総合管理計画そして橋梁長寿命化計画など、それぞれ個々の計画の中で関係者と意見を伺いながら維持管理に努めているというのをご答弁させていただきましたけれども、単に人口が減ったからといってその計画を切るというか早急に見直すかどうかという議論もあるのかなと思っております。4,802人が4,000人を切ったということから建物、面積を縮めたりですとか、上下水道切ったりとかそういったことは出来かねますので、これは住民の不安のないようにしっかりと責任を持ってサービスを維持していかなければならないかなと思っております。今、基本的な考えでございましてけれども、何でもかんでも建替える、解体する、減らすという考えはございません。何とか橋梁等も行っておりますけれども、各施設を長寿命化していくという基本的にそういった考えでございまして、色々な施設等について本当に大事に使って、長寿命化を図っていくことがまずは大切かなと思っております。総合計画の中でそういったものを打ち出すというような考えは今のところしてございませんけれども、総合計画も5年に見直しもあり得るのかなということもあります。そして特に今年は、立地適正化計画これらを合わせて整備していきますので、そういった部分の中でも皆さん方からの意見も聞く機会があるのかなと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 町長の答弁のとおりこれらに関しては、公共の施設建築物が中心になろうかと思う中での話だったのですけれども、全体として水道であるとか生活インフラ、これらに関しては当然人の移動でもって変わるものではない。厳しいけれども当然維

持、運営をしていくということではないと生活そのものが守れませんので、それに関してはごもっともだなと思うのですけれども、先ほどもちょっと申し上げたとおり、色々その当時の個別設計計画というものを見ていきますと、美深町の場合は公共施設といっても人口の割にはどうしても学校だとか庁舎、高齢者のセンター、自治会関係のもの、公営住宅等が大きな割合を占めているわけなのですけれども、この計画書の中でどうしてもこれは小さい、北海道の町はどこもそういう傾向にあるのかなと思うのですけれども、一人当たりのその色々な施設の延床面積というのは、この計画書の中では全国平均の6.4倍、これは美深がそういうことをしたのではなくて、この地域としてはやむを得ない。どうしてもそういう風になってしまうと。人口との面積の関係ですから、どうしてもそういうような計算が出てしまうわけなのですけれども、この中で見ていくと当時の計画の中で50年以上経っている施設はもうすでに13ございます。40年以上50年未満、これが46施設。これが2つ合わすと14.5%となることで当然今後20年の中ではこれらのものは自然に統廃合が進んで廃止も進むだろうという予想の中での14%減らす計画というように見えなくもないのですけれども、このような現状のその人口推移経過では、これあたりの目標、あるいは施設の数というものを統廃合ではなくて集約をして進めるわけですから、その辺もう少し踏み込んで計画を進めるような状況にもあるのではないのかなと思うのですけれども、このことに関して事前に通告の中に入っていれば町長ももっと調べられたのかもしれないのですけれども、その辺の状況、今はそういう状況の中で今後人口がどんどん減っていく1人あたりの色々な住民負担が計算上は増えてく中でそういった施設の維持だとか関わる部分に関して踏み込んでいく必要もあるのではないのかなと思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） おっしゃるとおりですね。上下水道含めて現在のところ健全経営進んでいますけれども、将来にあたってどうなのかと。そういった部分については、議員おっしゃるとおり大分の負担含めて検討・協議が必要になってくる時期がくるかなと思ってございますけれども、いずれにしましても現実にそった形で持続あるまちづくりをするためには、どのような形で維持管理、そして整備統廃合していくかというような型になると思います。まだ私の頭の中では、そこまで至っていないと。まずは基本的に直近の施設整備、長寿命化、こういったものから住民生活に不安を与えないような形でまちづくりを進めていくのが重要かなという風に考えているところでございますので、また個別の案件・詳細については今の段階ではご答弁を控えたいなと。ご答弁できないかなと思っていましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 町長から色々ご回答いただきましたので、もう1点伺いたいと思うのですけれども、先ほど最初の答弁の中で今年、来年の計画の中での公共施設の適正配置に関するもの、そういった計画もありますよと伺ったところなのですが、恐らく今年予算の中に入って、今年と来年の2カ年計画の部分だったと思うのですが、一応説明を受けた時にはコンサルにその部分に関してはある程度計画を立ててもらおうということだったので、当然コンサルだけで終わるわけではないと思うのですけれども、是非こういった計画の協議する時に、それこそ来年、再来年のことを見据えてではなく、当然15年20年、先を見据えてそういう計画を立てていこうという考えだと思うのですけれども、是非ともその時代にこのまちで活躍をしている若い人をその会議の中に交えて色々10年先、15年20年先の考えを聞いた上で計画を是非とも立てていただきたい。そして色々な形で高齢者も職員も色々な他の町民も意識が共有できてまちの将来を少しでも皆様が考えられるような、そのような形で進めていただければなと思うのですけれども、その計画のこれからの進め方についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 立地適正化計画の関係でございますけれども、これは議員おっしゃるとおり様々な世代から意見を聞くような形で今準備を進めているところでございます。またこれは国の色々な事業に立地適正化計画がない自治体は、色々な様々な補助支援等が得られないそういった流れになってきますので、これは2年計画でございまして、きちっと情報共有できるような形でまちの将来、職員というか行政だけではなくて、町民の議員さん含めて共有できるような形で進めていければなと思っています。以上です。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 是非そういう形で多くの町民が関わる特に若い人たちのそういった考え方をまちの中で取り組んでいけるようなそういった中で進めていただければ非常に有難いなと思っておりますので、是非ともそういうような形になるようお願いをしたいと思います。そして次、3番目の自然環境、住民の生活環境についてなのですが、先程の町長の最初の話の中にもありましたが、私もこの質問をつくった後に、色々特に今年に関しては熊が話題の主役になっちゃって、熊に対して色々なその話が連日色々な形で報道されております。それで、私もちょっと先ほど話をした中に、ちょっと補足してもう少し述べたいのですけれども、自然環境の保全に関していきますと、開拓当初というものは動物、特に熊や狼というものは厄介者であったようで、どんどん駆除されて最終的には食物連鎖の頂点の狼は絶滅させてしまったわけでありまして。また豊富な森林においても開拓当

初は乱伐により激減し、環境の悪化で天塩川のチョウザメも姿を消しておりました。ただ社会の成熟とともに人々が生活する上で環境保全の重要性というものが認識されるようになり、山には植林が行われ、切る、使う、植える、育てる循環がようやく形成されたところでもあります。私達もそれこそ植樹祭に、あと山に行って植樹をしてきて、それこそ切る、使う、育てるこれの一部ですけれども、植えてきたところで今後それこそ次の世代への贈り物というようなお話もいただきました。また養殖とはいえ消えたチョウザメが関係者の努力で本町で復活し、まちの顔となってきているということは、とても誇らしいことだと思っております。熊も将来絶滅してやむを得ないということで駆除してきたのですけれども、道が2000年に方針を転換して、熊というものは北海道の豊かな自然の象徴として駆除を規制したところでもありますけれども、今現状このような状況になっている。この先、北海道全体の人口も大きく減少する予測になっておりますので、野生動物というものが必然的に増える環境にあるということで、これからは新たな考え方というものが当然必要となってきているものと思っております。そこでこれから人と動物がどう住み分けていくかということが重要になると思うのです。昔は中山間地域に居住する農林業従事者の日常的な活動の中で、動物との距離を保つということに一定のこの役割を果たしてきたわけですけれども、社会の変化で人が去り、地域が消滅するとそこは当然動物のテリトリーとなって、残った人との生活圏の距離がどんどん近くなっていってしまう。今は、そういう現状なのかなと思っております。最近、動物が学習したように言っている人もいますが、これはちょっとおかしな話で、動物の方が環境変化に対する能力が高いとこれは見るべきで、自然界では動物の方が人間より能力は高いと。逆に人間の方が劣っていると見るべきだと思うのですけれども、人間はその分知恵を出してより良いものを見つけることができるわけで、今私たちは周辺自治体や道などとも協議して、この動物との距離をどう保つかということ新たな対策をこの具体化すべき時期にきているのではないかなと思っております。これは美深町だけがどうするこうするではなくて、当然周辺自治体や道なども今一生懸命動いていますので、是非ともそういった協議の場を設けて対策。これからの対応を具体化していくものでないかと思っておりますけれども、町長、美深町の考えとともに周辺とのどういった連携が必要かお考えだったらお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 1点、先程の最後の質問の中に、立地適正化計画の中、多くの町民の意見という部分ございましたけれども、予算措置等もございまして、様々な世代からの代表する委員の方々になるのかなと思っておりますし、住民アンケート等も予定しているということでご理解いただければなと思っております。それと野生動物、ヒグマの関係でござい

ますけれども、基本的に現在ご承知のとおり令和4年度に策定された北海道ヒグマ管理計画について、見直し作業が進められています。あくまでもヒグマについても100キロほど移動するとも言われていますので、美深だけの問題ではございません。これは本当に北海道が率先して市町村に支援なりご指導いただく部分は最優先かなと思っております。我々は町民の安全、そして農業者そういった生産物、そういった被害を少なくしていく、守っていく。そういった地道な施策を本町においてやられています。あとは幸い、美深町においてはハンターの方、猟友会の方が絶大なご協力をいただいて有害鳥獣等に対する駆除業務にご貢献いただいておりますので、まずは最低限そういったものは自治体としては対応していきますし、北海道そして北海道のヒグマ対策室ですか。そして上川総合振興局もそれぞれ環境生活の担当のヒグマ担当職員が配置されたと伺っておりますので、今後道からそういった面で自治体に対してもご指導なり指針なりを示していただけるものかなと思っております。町は町の対応、そして野生動物については、本当に広い山から下りて来て、町の所有というか道有林なり山で生まれ育ったのが下りてきているという部分ですので、それがどこの動物だ、どうのこうのと色分けはできませんけれども、まちとしてはできることを最低限、うちのまちとしてはやっているのかなと思っておりますので、専門的立場からも議員からもアドバイスいただければ有難いなと思っております。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 熊のことに関しては、またこの後も具体的に聞く方がいらっしゃるようですので、私は熊の専門家ではなかったのですけれども、色々な形で、山に行ったり色々な形で熊の講習を受けたりなんかして、そういったこともございまして、まずやっぱり熊の習性、そういったものももう一度住民が色々その理解をするということも必要かな。たまたまちょっと余談ですけれども、奈井江町がちょっと今全国的にも有名になっちゃったのですけれども、その奈井江町のホームページを見ると熊に対しての住民に対しての心がけ何かが事細かくいっぱい書いてあるのですけれども、そういうことも美深も必要にならない環境であれば良いのですけれども、住民の安全という部分では色々な角度から安全を確保する対策というものを少しでも従事することを望むところでございます。熊のことはそのことにして、最後にちょっと町長の考え方をもう一度伺いたいのですけれども、冒頭申し上げたのですが、美深町は1960年の国勢調査から、これ人口が減少に転じて60年以上経過するわけですけれども、これまでは国が成長し、人口も増えていたということで、本町もその住民の要望に応じて生活の充実を図ることができてきたと私は思っています。ところが国自体が人口減少に今、転じてしまったという中で、多分色々な人口を調査する機関がこれは大変だということで色々なデータを出して、それこそ消滅、全国で7

4 4 自治体が消滅するのではないのかなんて話が急に出てきたわけですがけれども、そんなことを言ったらそれこそ10年以上前ですか。限界集落なんていうものはもう当然そのころから話として、この先どんどん人口が減って大変なことになりますよというものは今出てきたわけでもない。なにを今更みたいな感じはあるわけですがけれども、ただ日本国も様々な統計や現在の世代の人口から見ますと今後間違いなく人口が減り続けていくということ。この状況は変わらないと思っております。人口減少をしていくことによる自治体の運営の本当の厳しさというものはこれからやってくるのではないかな。今までも大変だ、厳しいということはずっと言ってきたのですがけれども、これからの大変だ、厳しいというものは今までとはちょっと次元が変わってくるのではないかなと、ちょっとそんな心配が私はするわけですが、その辺に関して私はこう思いますが、町長は今のこの現状、これからの状況等をこの人口減少していく中でのまちの運営どのように町長自身思われているのか最後に伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 人口減少消滅自治体の関連については、この後一般質問があるのかなと思っておりますけれども、美深町は昭和46年に第1次美深町総合計画を策定しております。これはその当時から人口流出など大きな課題が起きているというようなことで、この第1次総合計画で、今第6次までです。産業振興、第一次産業含め産業振興を第一の課題としてこの間ずっとそういった施策を打ってきているのかなと。それはその時代、その時代にあった施策を打ってここに至っているのかなという風に思っています。安に消滅というような言葉、インパクトがあるそういった部分で、これ安易に町民に不安を煽るような使い方はしてはいけないのかなと私は思っています。ただし、その次元がどのように違うかというのは、ちょっと簡単にはご答弁できない部分もありますけれども、昔は働く場所がないというようなことで、みんなで出ていったということで、よく言われましたけれども、今逆に働く場があっても雇用ができない、急にそういった展開になっております。また少子高齢ということで、今1クラス、学校のこれが20人を切るようになってきています。様々な学習に支障が出てくる部分もあるし、逆に少人数で指導しやすくなるというメリットもあるのですが、そういった部分等を今後影響出てくるのかなと考えているところでございますので、それより踏み込んだ答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○8番（藤原芳幸君） 最後の質問といったので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で、8番 藤原君の質問を終わります。

次、4番 名取議員。

○4番（名取明美君） 夢と希望のまちづくりです。これから一般質問に入ります。項目 社会福祉。件名 放課後等デイサービスの必要性について。質問の要旨 放課後等デイサービスは平成24年4月に児童福祉法に位置付けられた新たな支援の比較的新しい制度であり、障がいのある子どもを対象にした福祉サービスで「障がいのある子どもの学童」とも呼ばれています。1人1人が持つ特性に合わせた支援を提供する施設で、障がいがある子どもに対してどのような支援が必要なのかかわからず、悩んでいる保護者に対してもしっかりと寄り添ってくれます。利用できる子どもの対象年齢は小学校1年生から高校3年生までとなっており、放課後等デイサービスの3つの役割は、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ること、共に支え合いながら色々な人の能力が活かされる社会と共生社会を実現するための後方支援、利用している子どもに限らず、その保護者に対する支援があります。さらに、放課後等デイサービスの対象者が障がい児童に限らず、発達障がいの傾向のある児童にまで広がっています。このような状況の中で、放課後等デイサービスの必要性について、真剣に考えていかなければならないと思いますが、町長の所見をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 名取議員からいただきました放課後等デイサービスの必要性のご質問についてご答弁を申し上げます。ご存知のとおり、放課後等デイサービスは児童福祉法に基づく通所支援サービスで、従来は未就学児と就学時がともに利用できるサービスでしたが、平成24年4月児童福祉法の改正により未就学児の児童発達支援と就学児の放課後等デイサービスに分かれました。放課後等デイサービスを利用できるのは、障がいがあるか発達に特性のある小学生から高校生までで、障がい者手帳等の有無は問われません。放課後等デイサービスでは、子どもの成長に合わせて自立支援や日常活動の充実のための活動や創作表現活動、地域交流などを通じ、将来的に自立した生活を送れるよう、様々な活動を行っています。現在、町内には放課後等デイサービス事業所はありませんので、利用を希望する場合は名寄市内にあるサービス事業所に通所している状況でございます。制度が創設された当時、本町では5人の利用者がおりましたが、現在では2人の児童がサービスを利用し、名寄市内の事業所に通っています。放課後等デイサービスは、障がい児給付費の対象となる福祉サービスです。町が発行する受給者証を取得することで原則、利用料の9割が給付され、1割の自己負担で利用できますので、利用希望者の相談に応じ適切に支給決定して参ります。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 子育て世帯の中には、障がいを持つ子どもがいて、行政の支援が必要な状況にある場合もあります。現在、様々な行政の支援事業が進められております。未就学児へは、ワクチン接種、定期健診など積極的に行われております。令和6年から定期健診に5歳児健診が加わりました。5歳児健診は、健康の確認だけではなくて、発達の心配のある子どもの早期発見にも繋がると思います。障がいを持つ子どもと発達の心配のある子どもに対する支援には、早期発見が重要です。できるだけ早く見つけて、その子にあったプログラムをつくり、苦手な部分は補い、得意な分野を伸ばすことが大切なことです。5歳児健診により早期発見に繋がるとは思います。町長はどのように思われますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私より詳しく勉強されているのかなと思っています。5歳児健診によって、そういった早期発見にももちろん繋がってくるのかなと思っていますけれども、それ以上何か答えなければ駄目ですかね。いいですか。すみません。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 町長が今答弁されたように、本当に早期発見が重要です。美深町在住のお母さんの話ですが、上の子と比べて下の子どもの様子が赤ちゃんの時から何かがおかしいと思っていたので、不安を感じていたようです。しかし、子育ての専門家からは何の問題もないと言われていたようです。1年生になる前の検診で障がい判明いたしました。そのお母さんは、やっぱりそうだったのかと本当に安心したそうです。何故かという、障がい判明したことによって、やらなければならないことがわかったからです。またそのお母さんは今では、発達障害ではないかと悩んでいるお母さんの相談相手となっているという話も聞きます。今年からの5歳児健診の話をしたところ、そのお母さんは大変喜んでおりました。早期発見できるからです。早期発見は、本人のためだけではなくて保護者のためにも安心に繋がるとは思います。町長、いかがでしょうか。もし答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私事ですけれども、私の上の娘も知的障害をもっておりまして、早くから保健師さんですとか、また母子センターですか。そして幼稚園に行っても幼稚園の先生方、色々な方からアドバイスをもらって大変子ども本人だけではなくて、母親も私もそうですけれども、安心というか、この子の将来をどうしていくかということを考える大事なきっかけになるのかなと思っていますので、本人のため保護者のために本当に安心に繋がるとは思います。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 次に、障がい児支援についてです。美深町では難病の障がいを持つ子にオムツ支援を行っております。また障がいのある未就学児の非課税世帯に福祉施設の送迎の一部支援など様々な支援が行われています。保護者にとっては経済的負担が軽減され、有難い支援となっております。美深町在住の障がい者18歳以上の就労支援は充実しており、夢と希望を持った日常を過ごしているという話を聞きます。他のまちから美深町の障がい者施設を希望する人も増えてきていると聞いております。18歳以上の障がい者支援について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 考えと言われましても、ちょっと答弁に詰まるのですけれども、今は本当にノーマライゼーションといいますか、就労の支援もそうですけれども、社会人、同じ美深町に住む町民として色々な町の行事にも参加いただくなど、そういった形でまちづくりの一員、1人として参加できることによって社会参加等にも本人、生きがいを感じる1つになっているのかなとちょっとこれが答弁になるかわかりませんが、そういった思いであります。

○議長（南 和博君） 名取議員に申し上げますけれども、通告の要旨に従ってお願いします。18歳以上の今、ご質問でありますけれども、要旨の中にはないので。関連であるなら構いませんけれども、その辺気を付けて発言願います。4番 名取君。

○4番（名取明美君） 先ほど、議長の方から注意も受けましたので、18歳以上のことは控えさせていただきます。先ほども言いましたけれども、18歳以上のその就労支援がすごく今美深町で充実しているということは、間違いのない話でございます。このようなことで、18歳以上の方はあれなのですが、6歳から18歳までの障がいのある就学児童の支援を考えていかなければならないと思うのですよね。それで改めてそれこそ就学児童への考え方、考えを町長もしありましたらもう一度改めてお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私も現在の子ども子育て支援事業計画書、これに載っている障がい児の受入れですとか、障がい者福祉計画等々の部分の児童福祉計画等々読み解いている部分もございますけれども、冒頭質問にありました放課後等のデイサービス事業所、具体的にその話かなと思うのですけれども、事業所の開設には人員配置基準がございまして、管理者と児童発達支援管理責任者がそれぞれ1人以上置かなければならない。あと利用者の定員数10人とした場合に児童指導員や保育士が2人以上配置しなければならないというような規定があるということでございます。有資格者の人員確保ですとか、現在の利用者は2人であることから、これをすぐにこの基準に沿って運営することは大変厳しいのか

など私は思っています。今の現状の人数からいくと名寄市に2つ事業所があるということでございますので、その事業所をご利用いただくしかないのかなと、今の思いでございます。お子さんの状態ですとか、保護者の生活の状況など様々な例があるのかなと思っておりますので、現在は何とか通所に関して担当の方で相談には十分対応していますし、これからも対応していきたいなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） なぜ就学児童への支援が必要なのかについてですが、一般的には三つ子の魂百までもと言われております。しかし、障がい児にとっては、発育に時間がかかり継続的な支援が必要となります。障がいを持った子どもには、学校の授業だけではなく放課後等の過ごし方に重要な意味があると思っております。放課後等の過ごし方によっては、一生の社会生活、日常生活を豊かに高める可能性もあります。発達に心配のある児童の中には、算数は得意けれども、国語が極端に苦手。勉強はできるがコミュニケーション人間関係が苦手。言っている意味が理解できない。説明が下手。運動が極端にできない。あと不登校などの場合もございます。その子の未来を見据えた時に、障がいを持つ就学児童と発達に心配のある就学児童への支援は美深町はもう少し配慮しなければならないのかなと、私は思っております。町長、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 就学児童への配慮が少ない。

○4番（名取明美君） 少しですけども。

○町長（草野孝治君） 少し少ないということですが、私もそれが果たしてそうなのかということを検証というか、評価ができ切れていないので、何とも言えないのかなと思っておりますけれども、ご承知のとおり美深町の子育ての子ども計画というのですかね。この部分が令和6年度までとなっておりますので、6年度中に新たな計画を策定することになるのかな。そういった中でも、こういった部分について触れていくのかなと。そして現状の施策等について評価なり、本当に少し少ないのか、他町村になくて美深はここは対応しているのかという部分を明らかに評価とすることで、これらの対応が求められるのかなと思っておりますので、個別の部分については答弁は控えたいと思っております。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 子どもだけではなくて、もう1つの必要性として保護者のためにも必要です。子どものいる世帯の共働き率が高くなり、子育てにゆとりを持つことが難しくなっております。特に障がいのある子どものいる世帯は1人ひとりに障がいの特性があり、保護者が抱える悩みも様々です。保護者にも、悩みの相談、家庭教育での療育、保護

者の時間のケアなど考える必要があると思います。放課後等デイサービスの制度は2012年からスタートいたしました。まだ12年しか経っておりません。厚生労働省の発表によりますと、サービスが始まった当初は利用者数が5万1,678人でしたが、その後急速に増加し4年後には13万9,718人、さらに6年後2022年には、30万6,490人にまでなっております。なぜ増えたかといいますと、障がい児童の早期発見と発達に心配のある児童も加わり増加しています。今回の一般質問は障がい児童に限った話ではありません。子育て支援として考えて、どの子も平等に教育と療育を受ける権利があると思います。次に、美深町での保護者の相談対応についてです。先ほど、名寄に2名が通っているという町長の答弁がありました。近隣の名寄ですね。名寄の自治体に放課後等デイサービスの利用を検討している場合、学校から施設へ、施設から保護者宅へ、送迎の支援をしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと細かい点については、本当は担当の方がわかるかなと思いますけれども、施設で送迎をやられていると伺っているのですけれども、その辺確認されたのでしょうか。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 今、名寄の施設がその送迎をやられているというそういうような、今町長からの答弁がありました。ちょっとその辺は私も勉強不足でその辺はわかりませんでした。もし、そうでしたら本当に良いことだと思っております。保護者から相談とかがあった場合は、放課後等デイサービスが近隣にあるということをもっと周知をしていただきたいと思います。そして障がいを持った就学児童がいる世帯が安心して暮らせるまちづくりをしていただきたいと思います。現在、美深町の障がい者支援は、未就学児の障がい者支援、そしてさらに6歳から18歳までの生涯を持つ就学支援も充実することによって、一生涯夢と希望を持つことができるまちになると私は思います。その子の人生に大きく影響するととても重要な支援となると思います。これが最後の一般質問になります。今後の美深町の放課後等デイサービスの活用について、先ほども答弁ありましたけれども、再度どのように考えているのか、これが最後の質問です。お願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） その前に1点、先ほどの送迎等について、ちょっと担当課長の方から答弁させてよろしいでしょうか。誤りがあっては困りますので。よろしいですか。

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） まさか一般質問に参加できるとは思っていなかったので

すが、町長から答弁するように言われましたので。先ほどの名寄市にございます、放課後等デイサービス1カ所については、町長の答弁のとおり送迎をしております、当然施設サービスでありますので、送迎の加算というのがサービス費にありまして、それに基づいて自己負担額も1割あるのですけれども、そういった形で送迎が実施されているという状況です。

○4番（名取明美君） わかりました。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 放課後等デイサービス事業所の関係でございますけれども、先ほどご答弁申し上げたとおり様々な方々、お子様もそうですし、ちょっと心配しているというか不安な保護者もいるのかなと思っております。通所に関しての相談には、本当に充分に対応していきたいなと考えてございますので、あとは先ほど申したとおり町村の今の規模、そして今の利用状況であっては、そういった体制を簡単に組むことは大変厳しいのかなと思います。繰り返しになりますけれども相談には十分対応して参りたいということで答弁とさせていただきます。

○4番（名取明美君） よろしく願いたします。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、4番 名取議員の質問を終わります。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時。13時といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

2番 望月君。皆さんに申し上げますけれども、望月議員からは資料配布の申し出がありましたので、事前に配布しておりますので申し添えます。

○2番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。今ほど、南議長から話がありましたけれども、この度資料を使用させていただく許可をいただきまして、ありがとうございます。よろしく願いたします。項目は行政。件名は消滅可能性国家にさせないためにでございます。4月24日ですが「人口戦略会議」これは民間有志の皆さん、28名ほどだと見ておりますが、昨年4月に設置をされたところです。人口戦略会議というのが、消滅可能性自治体というリストと分析レポートを公表し、数にして全国で43%、道内ではなんと65%の市町村がいわゆる名指しをされております。このような現状、ほぼ半数が消滅可能性自治体というような状況から、私は、もはや将来

的に豊かで美しい国土を持つことが困難になってしまう消滅可能性国家になるのではないかと心配するものであります。そうならないために小さな市町村からではありますが、議論・取り組みを進めていくべきだろうという立場で質問をさせていただきます。まず（１）としまして、常に私たち地方議員の根底にあるのは、安心できる生活と人口維持そして増加に繋がる政策であり、美しい自然を有し国土保全と食糧の生産、エネルギー供給など、多くを担っているこの地方を守ることであるため、首都圏、北海道では道央圏への一極集中にはあまり立ち入らない今回の報告に個人的には頭から火が出るような思いでございます。消滅可能性と言われて、子どもたちや若い方が住み続けようと思うのでしょうか。あるいは高齢者の皆様が老後も過ごそうと思うのでしょうか。何をということを期待して言われているのだと思うわけですが、本当に私も頭から光は出しているかもしれませんが、火の出るような本当に思いでございます。しかしながら報告内容もそうですし、多くの反響、政府や北海道の反応、全国全道町村会などのコメントも参考にしながら国、道との役割分担を明確にした上で肅々と対策を進めることが必要と考えます。草野町長の所見をお伺いしたいと思います。次に、（２）ですけれども、今回のこの発表では、将来人口推定の「移動想定」というのと「封鎖人口」という２つを用いて分析を行っていますけれども、美深町の状況をあてはめてお伺いします。まず①は、社会減ということです。自治体間の移動を想定したいわゆる社会減による人口減少に対しては、まさに町長がいつも先頭に立っていただいているように、あらゆる場面、関係機関への働きかけなど減少を食い止めるための行動の他、資料にも載せさせていただきましたが、農林業、商工業などをはじめとする担い手確保、振興対策、雇用創出の取り組み、そして企業誘致対策、移住・定住対策など多くを整備し推進しておりまして引き続きこれまでの施策の推進と充実を継続することが必要と考えますが、この分析レポートでは、美深町も「社会減対策が極めて必要」とのことです。極めてというのが入る場合と、入らない場合があるようですが、美深の場合はついているということです。今回の報告を参考にして、町長が得られたような新たなお考えはあるかお伺いします。また、一例としまして、北海道はですね。これは北海道がつくのですが、「北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン」というのがありまして、これにより知事の言葉としては、道央圏への一極集中や人手不足の懸念にも配慮しながら「全道に効果を波及」させるとのビジョンを策定しております。「世界に挑む北海道」というのがビジョンのキャッチフレーズとされまして、非常に重要な道政課題になっており、政府も「我が国の将来の経済成長を左右する」としてありますが、北海道庁から市町村への情報提供や波及効果へのヒントのようなことは示されたのかお伺いをします。さらに現時点で、本町への波及効果が考えられることはあるか。あるいは町長には関連産業の

企業誘致などを目指す考えはあるかお伺いをしたいと思います。次に、②でございますけれども、自然減の関係です。生まれてくる赤ちゃんの人数、出生をお亡くなりになってしまう人数、死亡が上回ってしまう自然減による人口減少に対して、美深町は「自然減対策が必要」との分析がされております。極めてはここには入らなかったようです。美深町における子育て支援に関連する施策は、これも資料にありますように、これまでもライフステージにわたって多くの取り組みを備えておりまして、令和5年度の政策予算、令和6年度当初予算でも拡充を図っていると思います。今年度は5年に一度の第3期になりますが、「子ども・子育て支援事業計画」の見直しに取り組むと思います。何点か伺いますが、これまで5年間の計画推進の概況・評価をお聞きしたいと思います。それから今回計画見直しに伴ってアンケート調査を行うと思うのですが、この取り組み状況をお伺いします。それから最近の子育てに関します町民の皆さんのご意見・ご要望や国の作成指針の改正などによる新たな議論や取り組み事業の想定があれば、教えていただきたいと思います。その他、美深町独自の課題についての議論など現時点の計画策定作業の状況とこれからの想定についてお伺いをしたいと思います。最後の(3)でございしますが、人口減少に対して、各市町村は全力で社会減対策、自然減対策を進め、現状ではこれからも継続が必要とされますと考えますが、首都圏や道央圏などの一極集中という私から見ると、外的要因、あるいは潜在的な要因が根底に温存されていると考えました。それで、このままでは「消滅可能性国家」になってしまうのではないかと掲げたものです。昨年、岸田首相は、2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかのラストチャンス。あと5、6年しかありません。ラストチャンスとしておりまして、今月の5日にも子ども・子育て支援法の改正法も成立しました。市町村それぞれの人的資源、財政力、競争にも限界がありまして、国・道との役割分担も不明確な現在、改めて国・道による強力な取り組みも必要と考えますが、町長としてのお考えや、国・道への要望などがあればお伺いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員から消滅可能性国家にさせないためにということで、消滅可能性自治体に対する国、道との役割分担を明確にした上での対策について、まずご答弁申し上げます。先の報道で、全道117市町村が消滅する可能性がある公表され、本町は消滅可能性自治体に分類され、2050年にはあたかも人がいなくなってしまうかのような過激な表現、印象を与える言葉を正直申し上げまして、どう受け止めるべきか困惑してございます。発表の翌日、ちょうど北海道町村会の総会もございまして、誠に憤りを感じる、腹立たしさを感じる、色々な意見が寄せられていました。これはどちらに向けて

の警鐘なのかという議論もございました。北海道町村会としても定期総会において、決して消滅などしないという強い決意を示し、決議を行ってきたところでございます。また全国町村会としても国全体で人口が減少する時代を迎え、東京一極集中に歯止めがかからない中、自治体の努力だけで改善を図ることは困難だとして、これまでの国の取り組みを検証し、一極集中を是正するための抜本的な対策や自治体による少子化対策や地域振興策への財政支援を強化することなどを求めています。町としては、人口減少を見据えて策定した総合計画があり人口が減っても地域社会・地域経済を維持し住民の皆さんが安心して暮らすことができるまちづくりに一丸となって取り組んで参ります。次に、分析レポートにより得られた新たな考え方についてでございますが、今まで同様に社会減対策であります、担い手の育成確保対策、移住・定住対策などを整備し、人口流失を抑制するとともに、結婚・出産・子育て支援を充実させる自然減対策を引き続き継続することが重要と考えており、今年度は異業種交流事業での出会いの機会を設ける婚活支援に対しても積極的に取り組んで参ります。半導体・デジタル関連産業振興ビジョンは、北海道総合計画の特定分野別計画に位置付けられており、北海道全体の経済活性化と持続的発展に繋がることを期待しておりますが、市町村への情報提供や波及効果へのヒントなどはまだ示されておられません。次に、子ども・子育て支援事業計画の策定作業の状況についてのご質問にご答弁を申し上げます。本計画は、子ども子育て支援法に基づき、就学前の子どもの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などを定めており、第2期美深町子ども・子育て支援事業計画は、本年度、5カ年計画の最終年度を迎えております。計画には、就学前子どもの教育・保育事業や乳児家庭全戸訪問事業、幼児センターで実施している一時預かり・時間外保育事業など定めていますが、概ね計画通りに進んでいるところでございます。第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて、令和4年に成立した、こども基本法に努力義務として定められている、こども計画を一体のものとして策定しようとして現在考えているところでございます。こども計画は、少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策に関する大綱を一元化した、こども大綱や北海道のこども計画を勘案して策定して参ります。先日、こども計画策定のためのガイドラインがこども家庭庁から示されました。今後、計画策定委員会を設置し、アンケート調査を実施するなど計画策定を進めて参ります。国が2014年に、地方創生を打ち出し、10年が経過しましたが、多くの自治体の人口が減少し、東京圏域の一極集中が是正されないことが報告されております。先ほども、ご答弁いたしました人口減少問題は全国的な課題として国全体で考えていくべきと今まで以上に、一層北海道としっかり連携し、北海道町村会や上川地方総合開発期成会など、また全国の町村会等通じて要望して参ります。また町としましては、人口減少

の取り組みとして、出産・子育て支援に関連する施策と合わせて商工業者や農業者などの青年層の婚活支援に対しても各関係機関と連携し、地道に進めていくことが必要ではないかと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁をいただきました。まず順番を追って再質問なり議論なりさせていただきますが、(1)については、町長の所見ということで、町村会の決議等からも見るとおり憤り等も感じていらっしゃるのかなと思います。本当に同じような考えでいらっしゃるなと思いましたので、特に再質問ございませんが、この人口戦略会議、1月にも提言を出してございまして、その中で色々参考にさせていただくようなことももちろんございます。さらに、多くの反響と、私が書きましたのは、新聞の読者の声とかで例えば小さく、人口が減っても安心できればいいのではないかとというようなご意見ですとか、国の対策を望みますというようなことも多く寄せられていました。一方で自治体は何をやっているんだというのはほとんど見ておりません。今、全国的にもそのような状況になってきているのだと思います。これからの私も、町長あるいは同僚議員と一緒に考えていきたいなと思います。(1)については終わります。それから(2)についてです。まず①の社会減については、今本当に半導体デジタルということで、毎日新聞に出ていて、そういう中でご質問、社会減対策の一部としてお聞きをしたのですが、道の方からヒントとのようなものは、まだ示されていないということで、1つお聞きしたいのですけれども、このビジョンですね。策定したことなどについて町村に通知ですとか、各市町村を集めての説明会なども開催はあるのでしょうか。あったとして、出席はされたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 直接、私のところには届いていません。また通知だとか説明会等は開催はございません。ただ情報を得るには、北海道のホームページ等からこちらから情報を収集するというような方法となっているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） かなり全道に効果を波及させるということなので、凄い動きになっているのだなと思いましたけれども、少しがっかりでございます。色々公言されているように国土を守る、あるいは効果を波及させるというようなことであると、もっと強力で誘導策みたいなものを考えてほしいなと思ったところですが、これについては町長への質問にはなりませんので、そういうことでございますが、新聞紙上でも半導体やデジタルよりも農林業に力を入れてほしいというような声も出てきておりますけれども、ただこういっ

た流れの中でどうかと思いました。よく社会減といいますと子どもさんの人数が例えば1学年30人だとして、それがずっと小中、高校ぐらいつまで行くけれども、その後ガクッと転出してしまうというのが今まで私の経験上見てきた人口減少の大きな傾向かなと思います。そういうことでいうと、雇用の場というのが大変大事でないかと思います。既存の事業ももちろんなのですけれども、農林業や商工業と調和できて、自然とも調和できるような雇用の場があれば子どもたちも就職していただいたり、大学に行っても戻ってきていただいたり、他の関連産業も発展するのではないかと思います。この新聞紙上のような国・道の動き先端産業、再生可能エネルギーですとか、そういった動きを見ておりますと何とかそういった美深でも他の産業とも調和、自然とも調和しながら雇用の場ができないのかと思ったところですが、その辺はそういうことを今お話申し上げましたけれども、それを踏まえて町長としてはお考えいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ラピダスの工場、立地圏域、こちらの部分は今もう既に土地が上がったりだとか、色々なお店とか関連する産業がもう既に集約とか集まって来ているという話を聞くのですけれども、私とか皆さんどう思っているかわからないのですけれども、ラピダスの工事が本格化してくれば逆に道内の建設工事の要員というのですか。働き手がそちらに行ってしまうと、なお一層人手不足がさらに厳しくなってくる。そういったことを私は心配しているところでございます。今、外国人の雇用というのですかね。美深町内においても、外国人登録が5月末で58人ほどいる状況で、農業、介護に留まらず建設業の方もそういった形で外国人の方がこられているという状況になってございます。それで、私昨年、こども未来会議の中でも子どもたちに対してやはり郷土愛を持ってもらう。ふるさと美深町に愛着を持って、誇りを持ってもらうと。その後、進学や就職で美深町を離れたとしても、ふるさとのことを思って何か美深なんて何もないや、そういった気持ちではなくて、つまらないところではなくて、やはりふるさとに戻ってきたいというそういった思いを寄せられ、そしてまちを自慢できる大人になってほしいということをして昨年の未来会議で伝えたのですけれども、またそれを引き続き伝え続けていきたいなと思っているところでございます。ラピダスが直接企業誘致、そういったものに美深町にそういったことが可能かどうか、今全くちょっと状況が見込めない段階でございますので、現状では企業誘致まで考えるに至っていないという状況になってございます。それよりもこれまで先ほど申し上げたとおり第一次総合計画から本当に地域産業、第一次産業を中心、さらにその関連産業を支援してきたというこういった地道な部分、先ほど、質問にもございましたけれども様々な担い手確保対策等の施策、こういった部分を一層地道にそして力強く

まちが元気になるような形で続けていけたらいいかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁いただきました。少し、道からもそういった周知なりヒントなりもないということもあります。町長はでも未来会議などで子どもさんたちにもそういった投げ掛けというか語りかけをしていただいているのだなと思って聞いておりましたけれども、ここでちょっと資料の方を少し見せていただきたいと思っています。これは、社会減ということで人口減少、社会減対策に資すると思われる主な関係事業、民間を含む社会資源等ということで、議論の参考になればということで試しに作った資料でございます。縦の軸に今、ここでもお話ありますが、農業、林業、商工業、観光、チョウザメ、教育、看護、福祉、交通それから美深でいいますと自動車技術開発とあります。そういった産業分野を縦にして、横にはそれらを誘致するための制度ですとか、あるいは町長もおっしゃっていますが、担い手確保人材育成などの事業施策、それから産業振興雇用の場の確保対策等々あります。右端には町内で安心できる生活を行えるような民間の皆さんを含めた社会資源についても載せておりますし、北海道の行政機関が美深には多くありますので、そういったことも載せました。ちょっと資料がないものですから、電話帳をずっと見てこういったことがあるなということ上げてみました。言うまでもないのですが、この黄色い部分は、ここで去年の政策予算あるいは今年の当初予算で新たに作ったり拡充していただいたものかなと思います。今年海外人材の今お話がありましたかもしれませんが、受け入れ推進事業新たに作っていただきましたし、農業ではがんばる美深農業支援事業あるいは林業の活性化推進事業、商工担い手支援事業、快適住まいづくりと商工振興事業などこれも年々充実をさせているかなと思います。それから今、町長からもありました私もちょっと大事だと思いましたが、黄色くはなっていませんが、教育のところでは児童生徒への職場紹介やふるさと教育というのも大事だと思っておりますし、美深には高校、高等養護学校もございます。さらに医療介護福祉ということでは、就学資金も昨年政策で充実していただきましたし、特別養護老人ホームも移転建築に向けて進んでいるし、50人分のケアハウスなども用意されていると思っております。こういったことで本当に何か足りないところがあるのかなと思って見たのですが、かなり埋まっている状況で、一生懸命やっているよなと思えました。今日質問した中で、これからの先端産業というのが、一番下にあって再生可能エネルギーですとか、ちょっと飛びをしますがデータセンターですとか半導体電子デバイス関連産業、ラピダスそのものでなくても、そういった関連の産業はどうなのかなということで質問をさせていただきました。背景には、国や道の強力な推進もあったものですから、お伺いしたところでございます。ちょっとここで1つなのですが、この資料を作ってはみている

のですが、こういったものをもうちょっとセンスが良く見やすい分かりやすい資料を作成していただいて、色々な機会で配布をしていただいているかどうかということです。町外の方が美深に企業進出や転入したり就職などする参考にしたり、子どもたちに美深で働きたいと思っていただいたり、戻ってきてもらったり町民の皆様にも美深もまだ元気ですというようなことをこういう目で見ても初めてこんなにやっているんだなと思うこともあるかと思えますので、そういったことを考えてみました。本当は足りない何か欄があるのかもしれませんが、そういったことを考えてみたのですが、町長そういった考えはありますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） A 3 両面にわたって整理していただきまして、ありがとうございました。各種それぞれの制度については、ホームページや広報誌などにより随時周知しております。また町民の方には、各種国保の更新ですとか、保険料の決定、通知の際にはそれぞれの制度について、パンフレットなどをつくって同封してございますけれども、全町の施策を全てこういう風にまとめて上手く説明できる資料ができるのかどうかという部分もちょっと今の段階では答弁しかねますけれども、今後もそれぞれの施策なり用途に合わせて資料やパンフレットなどを作成にあたって参考にさせていただきたいなと思います。そして先ほどの北海道町村会も北海道そして総務大臣に対して今回の件について申し入れをしてございます。地域のこれまでの努力や頑張りを否定する。やる気を削ぐような言葉は今後、現に慎むべきとそういった申し入れもしてございますし、簡単に今回は消滅という言葉を使っているけど、その重みを理解しているのか。これは一体、地方に向けて、自治体に向けて言うべき言葉なのかと。これを国にそのまま国に向けていう言葉じゃないだろうか。そういった様々な意見が出ているわけでございます。これが1つの国民に対する警鐘なのかなとも思いますけれども、美深町は美深町なりの地道な施策を進めていきたいなと思っているところでございます。あと昨年、人口減少対策の関係で内閣官房の人口問題担当の山崎参与さんとの町村長との意見交換する場がございました。それぞれの市町村の少子化対策等の施策を持ち寄って山崎参与から美深町は特に不妊治療の支援など本当にきめ細かな支援を行っている。こういったことをやめないで地道に続けていくことが大切ですよというようなお言葉をいただいたところでございます。引き続き1自治体としてできることは精一杯推進していきたいなと思っております。貴重な資料を提供ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） 資料については、非常に見づらいものですので、今後の参考には

していただければと思っています。色々な場面で、ただ全体的にかなり頑張っているのだということが皆さんにわかっていただければと思いますので、そういったこともよろしくお願ひいたします。今ほど、できることを地道なことをまずやっていきたいということも全く私としても歓迎するところでございます。それからちょっと引き続きになりますけれども、②の方に移って参りたいと思います。子ども・子育て支援計画の方については、これから策定委員会を進めていただくアンケート調査もこれからということの良いのかなとお聞きしました。そういうことで言うとどんなアンケートになるかどうか、本当まだこれからののですが、言いたいのは5年に一度の策定の機会でございます。先ほど、2030年代が来てしまうというのもあるのですけれども、美深としても5年に一度の策定の機会だと思います。それからアンケート調査も出てくると思いますので、町長には例えば策定委員会の方には是非出ていただいて、直接声を聞くなど是非積極的に議論を深めてほしい、悔いのないよう進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。策定委員会等にも出て、ご意見を聞くなど積極的に関わっていただきたいと思います。町長にはいかがでないかと思ひます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） まだ具体的に担当と調整してございません。まず策定委員会なり、任命したりとか、実際にその会議に出る機会があるかなと思ひますので、今後策定内容と含めて担当と協議させていただきたいなと思ひております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） よろしくお願ひいたします。5年に一度ということで、担当者の皆さん大変な作業になると思ひますが、町長も是非先頭に立って委員の皆さんの意見を聞いたり一生懸命考えていただきたいと思いますと思ひております。それと子ども・子育て支援事業計画指針というのがあると思うのですが、その改正が行われて新しいものとしてこども家庭センターというのを市町村、設置努力をして下さいという努力義務になって載ってきたようです。現在、保健センターに子育て世帯包括支援センターという子育て版のセンターがありまして、保健センターの中ですが、こういった綺麗なパンフレットもありますが、これは今母子保健の事業が中心になっておりまして、これに福祉係でやっているような子育て支援も一緒にして、こどもセンターというのが国から出ております。私もそれを見まして、保健センターになると思ひますのですけれども、設置をしてさらにセンター長を置くなどをして、わかりやすく目に見えるような形で力強く推進してはどうかと思ひたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 具体的なガイドライン等々含めて、ちょっとまだ担当課と協議、レクチャーを受けていませんので、そういった答弁は控えさせていただければと思います。申し訳ございません。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 国の先ほど、指針等も考慮いただくと思うのですが、そこにそういうのが出ておりますので、もしかして配置する職員の要件ですとか、そういうものもちょっと難しいものがあるかもしれませんが、いいことではあるかなと思っておりますので、是非検討をよろしく願いいたします。それと自然減についても申し訳ないのですが、資料を整理して作ってきてみております。これ裏面ですけれども、普通は結婚、妊娠、出産、乳幼児、小学生、中学生、高校生、大学、就職となっていく。各年代共通というのも下につくりましたけれども、美深の場合はこの健康という欄がありまして、基本健診、20歳から39歳の皆さんの健診を作っております、さらに今年無償化しているということです。これは先ほどの人口戦略会議の提言の中にも、若い妊娠・出産以前の若い人の健康管理が大変重要だというのが載っております。先ほど、内閣参与の方のお話もあったようですけれども、そういう面では基本健診の若い方への対策も良いことだと思っておりますし、妊産婦さんの風疹予防接種も今年新しくつくりました。それから先ほど町長からもありました不妊治療については、先進医療についても拡大をしたと思います。それから去年の政策で、出産応援給付、子育て応援給付もつくっていただきました。それから乳幼児健診、先ほど同僚議員からもありました、5歳児健診も拡大されました。それから黄色くしてありませんが、保育料は国基準の6割にしていると思います。それから子どもたちのインフルエンザ、コロナワクチンの予防接種も拡大しました。給食費も高校を含めて負担を軽減しながら提供していると思います。さらに下の方は各年代共通ですけれども、厚生病院運営支援、医療機器の整備、それから名寄市さんにも大変お世話になるのですが、救急医療の確保をしてきたと思います。難病患者さんの町外への交通費、高齢者の移送サービス、後期高齢者の人間ドッグ助成、高齢者のコロナウイルスも今年付けたところだと思います。それから1番下、見づらいですが幼児センターの先生方の配置にも充実を努めていると思います。こういったことで進めてきていると思います。ただ1番上の方に子育て支援応援の意識づくりというのが、あるいは環境づくりというのがちょっと空欄になっているかなと思います。町長の執行方針ではお見受けするのですが、はっきりとしたそういうのはちょっと思い出せなくて空欄となっております。あと先ほど抜けましたが、結婚という欄もちょっと空欄が多いのですが、私も異世代交流の取り組みを進めるというのも新聞報道で見えておりますので、ちょっとそういうのが入れていなかったかなと思いま

すけれども、こういったことで今、意識づくり環境づくりということも含めてまた先ほどと同じパターンなのですけれども、こういった見やすい、もっと見やすくして資料をつくって配布、色々な機会に配布することによって、これから子育てをする方、転入を考えている方、子どもたちや町民の皆様に理解していただく。そして、子育てを応援するような意識を深めていただくことに繋げたり、高齢者の方についても住み続けてみようと思うようなことにならないか考えているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） はい、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、人口減少、子育ての部分含めて本当にまとめていただきましてありがとうございます。これら今後の対策、施策等に参考にさせていただければなと思っているところでございます。特にご承知のとおり合計特殊出生率、美深町は1.21ですか。ということで、中々厳しい状況になるのかなと思っております。晩婚化、非婚化、結婚したいけれどもできない。そういった部分を何とかそういった場をつくってあげるというところが基本かなと思っておりますので、そういった部分にもご支援いただければなと思っております。国では、少子化、未婚化、晩婚化、これらを国の今の動きでは中々これは1自治体でカバーするのは厳しいかなと思っております。現実をしっかりと見据えて進めていかなければいけないかなと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 可能であれば参考にしたいと思っておりますし、今、町長からもございましたし、私も思うわけですが、派手さはないのですけれども地道な着実なところを施策として持っているのではないかなと思っておりますので、今後もよろしくお願いたします。こういうを見ながらちょっと思ったのですけれども、やはり都会や大きなまちとの差を少なくするというのも必要なかな。何で市町村がやらなければわからないのですけれども。そういうことでいいますと、先ほど同僚議員からもありましたけれども放課後デイのことがありました。色々必要性について質問があったわけですが、これの通所費用あるいは利用費用の助成補助というのがあるのですが、その所得制限があってあまり該当にならないのかなと所管調査で聞いております。そういった所得制限みたいなものを撤廃してはどうかと思っております。あるいは、妊産婦の健診、あるいは出産についても本当に名寄市でしていただいているということは、本当に恵まれていると思えます。ただしそこでの交通費助成等も若干ですがしてはどうかと。細かい点になりますが、感じたのですけれどもそういったことは町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 議員からのご意見ということで、まずは受け止めたいと思います。今どうのこうのというのは控えさせていただきます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 先ほども、是非そういった少しでもギャップと言ったらおかしいですが、児童手当の拡充ですとか、色々な給付金が出ているのですが、それ以外に放課後デイに行かなければならない、あるいは行かせたい。妊産婦健診、出産に行かなければならないということあると思いますので、そういったこともこれから計画の議論もあると思いますが、よろしくをお願いします。それとこの辺は、聞こうと思ったのですが町長からも答弁もありましたし、先ほども申し上げましたが派手さは本当はないのですけれども、地道な対策を効果のある取り組みをしているなと思っています。安心して子育てができる、あるいは老後も安心して生活できる環境づくりということを引き続き考えていきたいと思えますし、これからも是非進んでいただきたいと思えます。計画の内容や新年度予算に向けては、また教えていただく機会を持ちたいと思えますので、よろしくをお願いします。それから最後の（3）ですけれども、これについても町長からすでにお話もございました。先週の6月10日に、地方創生の10年間、これまでの報告が国からされたようです。これまでの反省として、市町村の競争が続いたことや東京の一極集中が解消されていないというようなことが報告、これは率直に報告されているなと思いましたがけれども、これからまた地方創生の取り組みというのが人口減少含めて進められるように資料からは感じられましたので、今後も注視したいと思えますが、町長はそういったことについて一言あればお願いしたいなと思えますが、これを最後に伺って終わりにしたいと思えます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） やはり美深町の基本というか、希望と活力に満ちた一次産業の振興、一次産業合わせて関連産業の持続的な発展、これが何より人口減対策の原点なのかなと思っております。そして地方創生の取り組み、東京一極集中の是正、これらを早急に国の方で検証し、地方創生の取り組みを早急にさらなる取り組みを講じていただければなと思っています。中々都会と地方と差がございます。観光協会さんの方で、ワーケーションハウスの試行というかモデルというか、そういうものを取り組んでいただいております。今後、地方で仕事を中々つくることは簡単ではないと思えますけれども、例えばそういったワーケーションハウスを利用したテレワーク、こういったものが若者や女性が好む仕事ですとか、東京に近いような報酬は得られるですとか、フルタイムではなくても自分の都合、子育ての時間に合わせて働ける、そういったテレワーク目指せないかというような1つの提案を私もレクチャーを受けたことがございますので、そういった部分、今ワーケー

ションハウス等の試行がされておりますので、そういった部分例えば切り口になるのかなと考えているところでございます。以上で、私の答弁と致します。

○2番（望月清貴君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で、2番 望月議員の一般質問を終わります。

次、1番 木下君。

○1番（木下広悠君） これより一般質問を始めさせていただきたいと思います。質問の要旨。項目 行政。件名 新規開業の流れへの対応及び美深経済の拡大策。1 ここ数年起業支援の影響か新規開業が目立つが、一方で数年後の経営安定補助金等の支援期間終了後の展開を懸念する声もある。人口規模の小さい美深町で事業を行うのは、多くの課題があり、市場原理を重視すると長期の事業継続が厳しいと考えるが、今後美深町として相次ぐ新規開業の流れをどう活かし、どう具体的なサポートを行っていくのか。また総合計画では商工業の振興のための主要施策として「経営基盤の安定強化」「地域経済の活性化の推進」「企業誘致・創業支援の推進」とあるが、施策の実施度合いや結果をどう捉えているか伺う。個人的には、新規開業や新商品の開発等町民にも目に見える結果になって表れている事もあると考えるが、町民目線では見えていない部分もあると思うので、具体的な成果指標等があれば、それらも交えて所見を伺う。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員からのご質問。まず1つ目の新規開業の流れへの対応及び美深経済の拡大策についてご答弁を申し上げます。近年、美深町では飲食店などの新規開業が特に多くみられ、商店街の活性化に繋がっております。令和に入って異業種進出1件を含めた計5件が新規開業をしております。さらに今年は、異業種進出1件を含め、現在複数の新規開業が計画されております。こうした新規開業の流れをどう活かして、まちの補助支援終了後の具体的なサポートについての質問でありますが、商工業担い手支援制度の活用、経営計画の申請の際に、条例に基づく認定制度を持ってございまして、商工業担い手支援委員会で事業計画を審査して事業認定を行っております。事業認定においては、商工会の経営指導を受けながら町の補助金終了後の収支を見据えた商工業経営計画や商工会の意見書を基に事業資金を融通する金融機関を含む委員8人が、審査に当たっております。開業できた事業者の皆さんには住民をはじめ、多くのお客様に愛される魅力溢れる店舗づくりに努められて、計画以上の経営ができるよう期待しているところでございます。次に、総合計画での商工業の振興に係る主要施策の実施度合いや結果についてです。現在、各事務事業にかかる行政評価の作業を行っているところですが、美深町商工会が地域振興や商店街活性化に繋がる事業を展開する商工業活動支援事業。2つ目、魅力ある店

舗づくりと住環境整備による定住促進で、町内経済の活性化に繋がる快適な住まいづくりと商工業振興事業。3つ目として新規開業等への支援による事業の定着を推進する商工業担い手支援事業など有効に事業を推進されており、企業誘致促進事業を除いて施策は順調に推進しており、行政評価町民委員会においても一定の評価をいただいているところでございます。引き続き美深経済の活性化に向け努めて参りたいと考えております。具体的な成果指標等については、総合計画の中では、商工会の会員数の維持、商工会の加入率の向上、さらに美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、町内企業就労者数の維持が定量的に示せる成果指標と考えられますが、現時点では計画を若干下回っているものの横ばいの状況が続いている所でございます。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君）1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 追いつけているかわからないのですけれども、今の町長の答弁でも、総合計画の方でも各機関との連携というのは強く意識されているというのは、そのように捉えているのですよね。その中で、僕が耳にした限りですけれども、美深町の中でもやむなく諸事情によって廃業を選択された方とあって、そういった例は、僕自身は、何か少なくはない、少ないですけれども、耳にはするのですよね。そういったことって行政側は事前にその事業継続が厳しいとあって事前に把握されているというような認識でよろしいのですかね。その上で、行政でできること、手立てというのを色々選択してできることがなしということではいわば言い方悪いですけれども、静観しているというか。その中で廃業された方とあっていうのもいるという認識でよろしいのですかね。連携ってそういうことだと思うのですけれども、情報共有はきちんとされているのか。どの程度されているのか実態を教えてくださいませんか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと商工業担い手支援条例にも関わってきますけれども、基本的に色々な諸都合で閉店というのですか。辞められたという方も、私もチラシが入って初めてわかることもございますし、商工会等からも後継者、後継者がいないというか、承継しないということで辞める業種の方もいますし、またこの傍観しているという発言があったのですけれども、商工業担い手支援条例で、この中で経営継承する方、弟子入りというのですかね。色々なご商売そういったものに支援してですね。そのお店なり事業所を継いでもらおうと。そういった支援も行っていますので、全く傍観しているということではございません。基本的にほとんどが商工会に加盟していますので、商工会にはきっちり資格を持った経営指導員ですね。経営指導員という方がいますので、その中のご指導を受けながら経営を継続しておりますし、今回の商工業の担い手支援条例、これについてもその都度認定

する際は、商工会長さんからも意見書をいただいております、経営指導員は積極的にサポートして経営計画の目標、達成できるよう経営全般にわたって支援していくというような形の体制は、連携はとれていると考えています。一部商工会に未加入の方もいるかと思えますけれども、私の知らないうちに閉店されているのもありますし、折角代々続いたお店なので、次の方に経営継承したいという場合は、まずは商工会等にご相談が行くのかなと思っていますし、これまでもそういった形で相談して継承者の研修事業を行った事業者もおります。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 商工会を通じて色々なサポート、担い手支援条例だったりだとか、色々なサポートがあるのは理解したのですが、町長がチラシで初めて廃業を知るとかそういうような状況もあるということで、やはりそのサポートの網から漏れてしまう方々というのは、いるという認識なんですよ。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） もうそれは継承もしないし、誰にも譲らないよと。自分で終わりにしますと、それで判断されてしまったので、こちらが誰か世話しようが何しようがもうお終いと決められてしまえば、商工会としても町としても支援をしようがないのではないかなと思っています。以上。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 担い手がいるとか、一応廃業したいわけではないのですよね。廃業しない選択肢がとれる要件が整えられているのであれば、廃業しないんですよ。多分ね。そこら辺の支援というのが、できる要素ってないのかなと思って。もちろん、その行政が関わる領域じゃないのかもしれないですけども、何か課題があって初めてこれはもうどうしようもないということで、廃業に追い込まれたという言い方もあれなのかもしれないですけども、廃業したくて廃業したわけではないのですよね。様々な理由があって、様々な理由というのは、まあケースバイケースなのですけども。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 個別の案件にはちょっと色々事情があって、お答えきれない部分もあるのですけれども、以前商工会に地域おこし協力隊を任用しました。それは、この商工業担い手支援条例、そして空き店舗対策というか、将来担い手、農業であれば経営継承しますかと、既に経営継承を支援する組織は農業は5つほどありますので、全農家に対して経営継承する意志があるかどうかどうするかというのをあらかじめ聞いて、支援、もし相談が来たらその方を紹介するというシステムができていますので、商工会中々できな

くて当時私が担当の時に確認したら職員がいなくて人手不足なんだと。そういったこともあって、地域おこし協力隊を任用して、その方に経営継承のコーディネーターみたいな仕事をできないかと。そして商工会の会員さん、お店屋さんの後継を希望する人、そして将来空き店舗になってしまいますので、誰か譲る希望があるかないかとか、そういったことを整理してもらおうということで進めてきたのですけれども、途中で協力隊の方が辞められたということで、その後はまた商工会の方でそういった会員に対するフォローをしていくのかなと。相談あればうちの方がこういう支援する制度を持っていますので、そういった部分で連携をとって支援していく事は可能かなと思いますけれども。一、社長さんですから。社長さんの判断がまずは優先されるのではないかなと思いますので、もしそういった案件があれば議員からも商工会に働きかけてもらってもありかなと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） なるほど。とりあえず、個別の案件ってさっきおっしゃってましたけれど、個別の案件すら共有できるような人口規模だと僕は思うのですけれども。さすがに都会だったら、そんなこと無理ですよ。個別の案件ですらもう誰一人見捨てないぐらいのレベルで情報共有できるのかなと思っております。もちろん、全くの素人が言うことなので、右から左に受け流していただいてもいいのですけれども、やっぱり全部、もしかしたら行政で何とかできるような事例もあると思うので、商工会に属していない方々でさえも何か取り残さないような仕組みというのをもっと構築できないものなのか。具体的な案があるわけではないからざれ言になってしまうのかもしれないのですけれども、例えば商工会の会員数って、今恐らく90%ぐらいですよ。1割ぐらいが加入されていない。この1割の方々どうにかならないのですかね。もう100%に近づけることってできないのですかね。それぐらいのことをできるような気もしないでもないのですけれども。これはどうですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 商工会の総会の議案を見る限り組織率は、商工業者数190人で、組織率81.1%となっておりますので、あくまでも商工会の会員ですので、私たちは行政としてもこういった条例を活用する時には、商工会の会員になって、一緒になって商店街づくり、まちづくりに協力してくださいという要件になっておりますので、新規に入ってくる方は行政が全面的に応援して支援しているのですよ。商工会員を増やしてあげるといったら言い方悪いですが、増やしている、協力、貢献しているということをやまずご理解いただきたいのと、あくまでも商工会という組織ですので、そこが正会員か、会員に対して入会率を上げていく。だけど会員以外にも色々な部分で周知したりとかは、

行われている。色々な制度については、行われていると伺っているところでございます。ですから、役場が全部1戸ずつ1件ずつ歩いて後継者どうしますかと、やればいべやと何か言っているように聞こえるのですけれども、そうはならないと、何でも役場になってしまう。うちのまちのちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう傾向が若干見られるのかなと思います。お互いにまちづくり、商店街づくりに、行政は行政の立場、商工会は商工会の立場、経営者は経営者の立場があると思うので、それを連携しながら先ほども言いましたけれども、連携しながら推進していくのがベターなのかなと思っていますので。何というのですかね。店舗を辞められる、閉店される方、そういった部分については、基本的には商工会さんで抑えていると思います。まれにそういう方もいたということで、ちょっと個別の案件はこの場では控えた方がいいかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ちょっと僕、全然知識足りなさすぎますね。ですが、そうですね。これ以上、突っ込むのをやめようかな。そうですね。僕の浅はかな知識の状態です連携を意識されていますよね。総合計画でも、先ほどの答弁でもね。その中で商工会、商工会と盛んにおっしゃっていますけれども、やっぱりそれ連携なんだと。行政におっしゃられてもと言っていましたけれども、やっぱりそれ連携ってそういうことじゃないですかね。僕がこう行政に頼んで、それ商工会への都合があるのでと言われても、連携しているんだからって。もう少し繋がる要素ないのかなと。もうこれ以上、結構なのですけれども、多分、僕の全然知識がないのでね。ちょっと次の質問に移らせていただきたいのですけれども、連携する余地、もっと連携を強化する余地があれば是非、僕も勉強してきますけれども、検討していただきたいと思います。加えてなのですけど、今、現状新規開業が相次いで、一時的ではありますが飲食店の供給能力というのが上向している状態ですよ。その中で人口は、露骨に減っていると。ここ、人口が減っているということは、ほぼほぼ需要が減っているのとニアリーイコールなのかなと考えていて、飲食店供給力が増えているのは結構なことなのですけれども、この少ない需要、縮小している需要を今の現状であれば、新規開業された方含め少なくなっている牌を熾烈に取り合うような状態になっていて、結局のところやっぱり厳しい状況に追い込まれていく事業者の方々が多くいるのかなと思っています。ここら辺の状況というのは、もちろんそれを見越して町外の方々に新商品だったりとか、魅力的なPRとか行って、経済を盛り上げていこうという考えもあるのですけれども、やはり日本全体各自治体が物凄くベストを尽くされて、色々な新商品というのを開発されたりとか、熾烈にしのぎを削り合って、その状況で美深町のふるさと納

税の寄附金の額とか見ていたら顕著だと思えますけれども、昨年ちょっと上向いたのかな。物凄くどんどん著しく減って行って、すごく厳しい状況だと思う。町内の需要というのをどのように取り合っていくかという流れになってしまうと思うのですよね、事業所からしてみれば。そこら辺どのように改善していくのかなというのをちょっとお伺いしたいなと思います。少ない需要をどのように拡大していくのか。これお伺いしてよろしいですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今まであった店に、さらに店がどんどん増えているというわけではございません。それぞれ同業種の個別になっちゃうので控えますけれども、それぞれ後継者がいなくて閉店された。そういった業種が新たにできてきているという部分もございますので、全く牌の全部が取り合いになっているというわけではございません。近年、若手経営者さんのご努力で色々なメニューの開発ですとか、魅力ある店舗づくりをしていますので、私も利用させていただくと、結構町外の方もお客さんで来られているのかなと思っていますけれども、どうでしょうかね。皆さんそうやって言っておりますので。そういった部分があって、極端な牌の取り合いまでには至っていないのかなと思います。ちょっと1点、逆に教えてほしいのですけれども、支援期間終了後の展開を懸念する声もあるということで、これは本人、経営主さんが言われているのか、それとも議員がおっしゃられているのか、第三者がそう言われているのか、ちょっと支障なければ教えていただければなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 僕ではなく、周りの声ですね。方々といったらあれですけども、そこまで多くはないですよ。ただそのように心配されている方々いたので、ここに書かせていただきました。そういうことです。ちょっといいですか。要はもちろん町外の方々が来て、それはもう結構なことだと思います。ただ、いずれにせよ日本全体不景気なので、どんどん実質賃金も下がり続けていますし、30年間ね。その状況で日本全体が貧しくなっている状況があると思うのですよね。町内の需要を増やすために僕個人の考えですけども、これ1人あたりの可処分所得を増やせば、景気拡大、需要増加に繋がりますよね。これちょっと共通認識としておきたいので、これどうお考えですか。町民の可処分所得を増やせば、町内の需要って増えますよね。お伺いしてよろしいですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） その前にちょっと何を聞こうとしているのか、確認したいのですけれども、牌の取り合いになって、これ以上店が増えたら困るから、支援事業を見極めるとちょっと聞こえてきているのですけれども。どうしたらもっと支援したらいいという方

向性での質問なのですかね。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 牌が少なくなっているんで、その牌を増やせという質問です。増やそう、どうやって増やしたらいいか。その中で町民の1人あたりの可処分所得を増やせば、消費が増えるんじゃないか。これ需要増えるということですよ。そういうことです。需要をどうやって増やしていくか。可処分所得を増やせば需要が拡大しますよね。これ共通認識をとっておきたくて。町長と。お願いしてよろしいですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど、何か全体的に給与というか、下がっているというお話だったのですけれども、人事院勧告等によって町の職員、会計年度職員についても上がっていますし、町内に多くの公務員もいますし、そういった部分ではそんな減っているというか、これから時差があるのですけれどもこれから上がってくるのかなと思っています。けどうちのまちは基本的に第一次産業を中心としていますので、この一次産業の振興、先程も申しましたけれども、ここがベースとなって関連産業に影響を与えていかないとその部分は増えていかないのかなと思いますので、全くみんな下がっているとは思ってはいませんが、いかがですか。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 日本全体のお話をしておりました。個別の場所で見たら、それは上がっていることもあると思います。実質賃金が下がっているという話ですね。全体で。一時期から考えたら。給料が増えているという認識の方の方が少ないと僕は思っているのですけれども、名目は上がっていますよ。もちろんね。実質賃金が下がっているという話で、この可処分所得というのを上げれば、需要が増えていくのではないかということをお伺いして、そのためにどうするかというところに繋がらなかったのです。ちょっと繋げてよろしいですか。これ通告に書かれていないことなのですが、僕のアイデアそのまま町長にぶつけていいですか。

○議長（南 和博君） 関連であれば。

○1番（木下広悠君） 関連です。これ以前、商工会と議会の懇談会で一蹴された僕の提案なのですけれども、インデックス投資ってご存知ですかね町長。インデックス投資というのは、ある指標に連動させて投資を行っていくという投資なのですけれども、代表的なところでいったらS&B500アメリカの企業、勢いのある企業500社の株価指数に合わせて投資をしていくという流れで、これほぼほぼ勝てる投資として、知っている人は知っているみたいなそのようなレベルの話なのですけれども、これを自治体で行ってみるとい

うのはどうなのかなと僕は考えていて。懇談会では、それは無理だよという言われたところではあるのですけれども、やっぱり翌々考えてみたら、あれ自治体でやってみるべきなんじゃないかなと僕は考えたのですよね。単純計算ですけれども、平均、慣らし平均7%で、複利でどんどん膨れ上がっていくので、例えば1億円が10年後には2億円になる計算になるのですよね。2億だったら4億、4億だったら8億と10年後に。これは嘘ではなく本当にそうなるんですよ。そのような投資というのを今後数十年、美深町というのが消滅可能組織とかそういうことをさっきおっしゃられていましたけれども、やっぱり何らかんら長く続いてく美深町であるので、その時のために例えば今、ウクライナ・ロシア戦争で、悪性インフレ、コストプッシュ型インフレによって町民が苦しめられておりますけれども、町民ひいては国民ですね。その中でその都度支援するためにはやっぱり財源が必要ですよね。そこを見越して、今のうちに基金ではなく、投資、インデックス投資に回してみるのはいかがなのかなと思いました。先ほど、他の議員の議員に対しての答弁で、町長が限りある財源を知恵を振り絞って云々というお話をされていましたが、その後が大事で限りある財源を知恵を振り絞って限りない財源にしていこうという提案なのですよね。このインデックス投資というのは、別に僕は嘘をいっていないです。本当にノーベル経済学賞の理論を裏打ちされた投資方法なのです。だからこれを今行っておけば、将来の美深町が世界経済に飲み込まれることなく、町民のことを救う、もしくは景気を回復することができるような手法だと思っております。これは別に通告書に書かれているものではないので、深い答弁は求めていませんけれども、これは是非検討しても良いような案だと思うのですよね。町長に。検討できるかイエスか、ノーか、または答えられない。これのどれかで答えていただきたいのですけれども、よろしく願います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 何か行政で財テクして、その分を商工業に支援しろと聞こえるのですが、そういうことですか。

○1番（木下広悠君） 商工業だけではなく、色々なところに支援することができます。

○町長（草野孝治君） インデックス投資について認識がないもので、そのことが議会の皆さんの理解が得られるかもさっぱり見通しがつきませんので、答弁できません。申し訳ないですけれども。ですけれども、先程のちょっと引かかるのは、1件1件行政が後継者のいない店舗を回るなり、空き店舗を回るなりして、対策すべきなのかという部分については、私も、ん？って一瞬そういうことも思いますけれども、やはり商工会としてやる気があるのだけれども、職員がいないとか。そういった部分で行政としては、これまで地域おこし協力隊を配置するなどそういった部分を手当てしてきましたので、またさらにそ

ういったご意見があれば全面的に支援して参りたいなと考えております。先ほどの懸念する声、こういった部分をそういった意見が出ているよということで、しっかり商工会の方でご指導、そして未来に続く店舗づくりができるようにご指導していただく、そういった連携をとって参りたいなと考えております。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） なかなか噛み合っていない印象なのですが、ちょっと勉強し直して、また改めて提案したいなと思うのですが、インデックス投資、これ美深町の未来、美深町民のためにも是非検討していただきたいことだと思うので、頭の片隅にでも置いておいてもらいたいなと考えております。次の質問に移らせていただきます。項目 行政。件名 クマによる人的被害を防ぐ今後の抜本的な対策。1 相次ぐクマ出没情報や被害で危険が叫ばれている現在の美深町の具体的なクマ被害対策を改めてハード面とソフト面で伺う。2 令和6年4月30日に名寄警察署美深分庁舎で、管内5市町村によるクマ対策緊急会議が行われ、猟友会のハンターを含め担当職員が参加したはずだが、それらの内容を今後美深町のクマ対策にどう落とし込み、どう実行していくのか。3 先日、奈井江町の猟友会が業務内容の危険度と手当額が見合っていないということで、今後は要請されても出動しないと発言したことがニュースになっていたが、美深町の猟友会に対する手当や補償の額は、クマ駆除のモチベーションを保てる程の金額として妥当か否か伺う。また今後トラブルを避けるという観点で、猟友会との情報共有や定期的なコミュニケーションは十分に取れている認識かよろしくお願いたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員からいただきました、クマによる人的被害を防ぐ今後の抜本的な対策のご質問についてご答弁申し上げます。まず1点目の現在の美深町のクマ被害対策について、ハード面、ソフト面についてのご質問でございます。美深町の鳥獣被害対策は、美深町鳥獣被害防止計画ということで、令和4年、5年、6年度、第5次の計画に基づいて行っております。ハード面、電気牧柵や注意喚起の看板等では、町の補助により平成22年から24年度にかけて電気牧柵の整備を行い、これは主に農作物被害防止対策の部分でございますけれども、その後の整備は個人個人の対応となっておりますけれども、一部新規で入られてきた方など新規就農で、後から入られて来て、牧柵がないところ、そういった部分については、農業の補助支援を進めているところでございます。また捕獲用の箱わなを6基保有しており、設置にあたってはその土地の地権者、所有者、鳥獣被害対策実施隊、ハンターの猟友会のメンバーですね。鳥獣被害対策実施隊と連携して行っております。注意喚起の看板については、クマの目撃情報や足跡や糞の痕跡があった場合、注

意喚起看板を設置しております。いずれも直ちにか迅速に対応するよう努めております。ソフト面、住民に対しての情報提供等では、住民に対して情報の提供、防災端末、ホームページ等々による情報の提供、各関係機関との情報連携注意喚起等は情報が入り次第できるだけ速やかに防災情報端末などで提供するように努めているところでございます。次に、管内5市町村によるクマ対策緊急会議の内容と今後どのように実行するかということですが、会議の内容については、クマ出没時のドローンの活用についての講話、2つ目としてヒグマの出没情報の共有、そして3つ目として住宅街にクマが出没した際の初動対応の確認が、この会議での中心となっております。今後、ハード面、ソフト面での対応に役立てて参りますが、町と警察、鳥獣被害対策実施隊、これは町内の猟友会の会員と、あとわなの免許を持っている方で構成している実施隊で、確か今15人実施隊の隊員が町の非常勤特別職として私の方から委嘱してございます。鳥獣被害対策実施隊、他関係団体と連携して進めて参るということになっております。6月13日には、名寄警察署主催の市町村担当者を対象としたドローンの実技研修が開催されているところでございます。次に、猟友会に対する手当や補償の額についてです。各報道機関を通じて各自自治体の報酬の額が報道されました。本町のヒグマ出没、駆除に関する補助金についてお答えいたします。まず捕獲の実績分に対する補助はクマの1頭3万3千円。クマの箱わなの巡回、これが1日5千円。それとクマ出没の緊急巡回、これも1日5千円。また町の補助とは別に北海道の緊急捕獲事業として1頭あたり8千円が補助されております。さらに本年度は重機等を持ち込む作業に5千円の補助を上乗せして行ってきてございます。またこの他、猟友会に対する運営費補助ということで、町内に2つの猟友会がございまして、合わせて38万円の補助支援を行っております。また、ハンターの後継者育成補助ということで、銃免許に5万円、わな免許に1万8千円取得費用を支援しているところでございます。これらの補助金の額については、これまでも各というか、町内2つの猟友会のご意見を伺いながら随時単価の見直しを行っており、現段階でご理解をいただいていると納得いただいていると認識しているところでございます。猟友会とは年に一度鳥獣被害防止対策協議会を開催し、鳥獣被害対策実施隊とJA北はるか、美深町営農集団連絡協議会、上川農業改良普及センター上川北部支所、上川総合振興局北部森林室、美深町が一堂に集い情報を共有して1年間の計画を立てております。日常的に鳥獣の出没情報がある度に対応を協議しており、引き続き猟友会とは良好な関係を持って連携し進めていきたいと考えております。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 現状のクマ対策のハード面とソフト面だったのですけれども、ソ

フト面に関して、もちろんSNSだったりとか防災端末を元に目撃情報があれば、その都度比較的早い段階で発信しているというお話だったと思うのですが、SNSに関していったら、確認した限りで言ったら2023年かな。2023年の9月11日のFacebookのクマ出没情報を発信している投稿している以降、SNSに関していったらそこからはなしと。少し気になったのが防災端末と連動しているアプリありますよね。知らせますケンⅡでしたっけ。それに昨日6月17日に通知されたものが、6月12日の目撃情報だったのですよね。このラグってどうなっているのかなと。もうちょっと早い段階で、5日経っているので、できればリアルタイムで発信できればなと思うのですが、これ認識違いですかね。恐らく昨日6月17日に、6月12日の目撃情報がこちらに届いているはずなのですが、これも、これどうですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 担当課と確認していないのですが、私は速やかに情報を提供すると伺っておりますので、その都度、その都度、私も後から見るのが多いもので、そのタイムラグについてちょっと今確認しないとご答弁ちょっとできない情報になっております。

○議長（南 和博君） 木下議員に申し上げますけど、一般質問なので細かいところは町長答えられない部分があるので、そこら辺の認識で質問してください。

○1番（木下広悠君） 細かいところは答えられなくて結構なのですが、とりあえず気になったので、この場を借りて質問させていただきました。今の話で、もうちょっとこの話を続けるのですが、5日経っているので、これ僕の認識が正しかったら、5日は多分比較的早い段階ではないと思うのですよね。恐らく、これが事実であれば。だから担当の方と協議してできるだけリアルタイムで発信していただけるようお願いしたいところですね。あと町長の認識では、知らせますケンⅡであったり、防災端末であったりとか、SNS先ほどの話でいったら2023年9月11日ほぼ1年前に投稿した限りで終わっている、これは十分な周知になっていると思いますかね。その認識お伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 結論から申し上げますと、速やかに翌日には情報発信されていると私は思いこんでいましたので、その辺されていないのであれば、今言われたことについて再度徹底させていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） これちょっと僕の認識が間違えていたら本当にかっこ悪い話なのですが、多分あっていていると思っております。是非それが事実であれば速やかに対応してい

ただければ有難いです。ドローンを活用されたりとか、物凄く積極的に道もヒグマが頻出していることによって動いてくださっているような認識で、美深町としてもできる限りのことはやっただきしているのかなという認識ではあるのですけれども、他の自治体、クマが実際まちに出た時に、その時にどういう対応をとるかという猟友会とかと実際に訓練を行ったりするんですね。他の自治体というのは数少ないですよ。数少ないですけれども、そういったことも想定して正直言って、この上川管内ってヒグマの巣窟みたいないところじゃないですか。その中に自治体があるので、今後数十年本当に計画は暗い方がいいと思うので、悲観的な前提で話した方がいいと思うので、計画した方がいいと思うので、このヒグマの巣窟である美深町、この悪い面というかあまりネガティブな印象で捉えてほしくないのですけれども、そのぐらい自然が豊かということで、そのような中にまちがあるということは、この人的被害というのは普通に考えたら数十年あったら、あっても全然おかしくない。あるという前提で考えなきゃいけないような気がするのです。それは何が何でも防ぐと。人間はやっぱり正常性バイアスがあるので、自分だけは大丈夫であったりとか、うちのまちは大丈夫であったりとか、そのように思いがちだと兎角思うのですよね。そういう観点からやっぱりできるだけ過剰とも思えるぐらいに、ヒグマ対策というのをこの今、全国津々浦々クマが頻出していると、そのような状況を良い機会に是非積極的に美深町民を守るためにクマ対策というのを行ってもらいたいと思います。最後の猟友会の手当に関してなのですけれども、猟友会の方々と協議されて納得した上で今の価格があるというお話だったのですけれども、比較的、上川でもいいのですけれども、他の自治体と比べて納得云々は別として、今のもちろん手当の出し方というのは違うから一概には比較できないと思うのですけれども、十分なものだとは思いますが。猟友会が納得とはそういう話は別として、町長自身が他の自治体と比較してどのように思われるか。命がけであるのは間違いないです。奈井江の話からもわかるように。例えば、先ほど箱罾仕掛けるのに5千円とおっしゃっていましたが、あと巡回5千円、クマ捕獲で3万3千円ですか。これは相対的に見てどのような、妥当な金額なのか町長自身の見解をお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私の見解というよりも猟友会と協議して、納得いただいた額で、随時見直してきておりますので、またそういう協議があれば、例えばハンターも弾代が値上げしているのもうちょっと見てくれないかという具体的な相談があるように伺っております。それで、他のまちと比べるといっても、うちのどっちかという箱罾の止めうち、そういった経費になるのかなと思いますけれども、他のまちでは、聞いたらその解体ですとか、運搬ですとか、そういったものを含んでの単価設定もありますので、一概にあの報

道ではわからない部分があると担当の方から私に説明がありましたので、さっき答弁したとおり現段階では納得した額だと思っていますので、私をもっと上げるとか高いんじゃないかとそういった認識は持ってございません。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 向こうが納得したからこれで良いんだと聞こえてしまったのですが、言い方が悪いですけど。やっぱりそれが事実ですもんね。言い方は人間ってそんなにガツガツ行けないものなのではないですかね。日本人何て特に。僕は行けますけれども、正直そんな厚かましく、俺らの仕事に見合っていないなんてことは言えないのかなと思いますけれども、そこら辺の認識いかがですかね。いいですか。向こうがこの金額で納得している、その都度文句があれば、もっと上げてという要望をすればいいんだというように聞こえてしまったのですけれども、それってちょっと強者の意見なのかなと思うのですけれども、いかがですかね。中々言えないと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） そういう意味ではなくて、弾代が上がってきているとか、実際経費がこれだけ掛かっているんだというような具体的な相談をこれまで進める中で、順次見直しして、猟友会さんの方にご理解いただいた額かなと思います。駆除を生業としているわけではないのかなと思います。趣味のハンターさんに命がけで町民の安全・安心のためにボランティアでそういう駆除作業をやられているということは、皆さん念頭に置かなければならないのかなと思っていますので、一概に高い安いという話ではないのかなと思います。ですから、今後も協議の中で、ちょっとこんなことを言っただけかもしれませんが、ちゃんと猟友会の方は発言できる人ばかりですから。そんなね。聞いていただければわかると思いますので。そういう方ばかりですので、ハンターの皆さんは本当に命がけで美深町民の安全・安心、それを守っていただいているということでご理解して、みんなで感謝しなければならないのかなと思っていますので。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） みんなで感謝しなければいけない。ボランティアでやってもらってね。それは当然ですよ。尚更ボランティアだったらもうちょっと考えた方が良いのかなと思います。趣味でやられている方に無理やり、無理やりじゃないのかな。とりあえず趣味でやられている方に、命がけでクマ駆除をしてもらっているのです、よりこちらからもっと温情というのですかね。これぐらいは提示してあげたらいいかと、これぐらいというかもうちょっと高い金額を設定してあげたらいいのかなと思います。それをしなくて奈井江というのはトラブったんですもんね。違う、これ認識違う。違うんだ。これちょっと勉強

不足でしたね。とりあえず先ほどの猟友会は言える方ばかりですとおっしゃっていましたが、僕、猟友会の方とこの間お話ししたのですけれども、ちょっと納得していない様子でしたよ。そういう話もあるので、個別の話をしたらやっぱりそういうことになってくると思います。多分言える方ばかりじゃないのだと思います。事實は。言える方の話をされていますけれども、言えない方もいると思います。とりあえず、僕が代弁してあれですけれども、言いたいことはこのぐらいなので美深町を本当にヒグマの25頭ですか。昨年。本当に素晴らしい実績だと思うので、その方たちのモチベーションを削がないように是非積極的に歩み寄って、協議はされていると言っていましたけれども、どんどんコミュニケーションをとってヒグマ対策に当たってもらいたいと思います。最後に何かありますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 何か納得されていない方がいるという部分まで、ちょっと把握できていないので、基本的には猟友会の組織が2つありますので、その代表の方が最終的には詰めの協議になるのかなと思っています。いずれにしましても、鳥獣被害対策実施隊という形で、非常勤特別職として町の町民の安全・安心を担っていただいております。随時担当の方で協議を進めながら支障のないように対応して参りたいなと思っていますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○1番（木下広悠君） ありがとうございます。これで僕の一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 木下議員の質問を終わります。

以上で、全ての一般質問を終了いたします。

◎日程第8 議案第23号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第23号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第23号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。今回制定する美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例は今年3月31日に失効した同条例を改めて制定するものであります。この条例は過疎法に基づいて策定する市町村計画に定める事業者が新たに取得する事業用固定資産について、固定資産税を免除する特例を定めるものであります。先般、総務省令で定める課税免除に係る税制措置の期限

が3年間延長されたことから、改めて制定するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） はい、それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページお開き下さい。議案第23号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。条例の内容を説明する前に、この条例制定の経緯について触れておきたいと思います。本町では、令和3年9月17日なのですが、令和3年4月1日に施行されました法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法。いわゆる新過疎法と呼ばれていますが、これに基づきまして美深町過疎地域の持続的発展市町村計画を策定いたしました。この計画は令和3年度から令和7年度の5年間でございます。この計画を税制面から推進するための条例、美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例、これを全会一致で可決いただきまして、令和3年条例第7号として制定してきたところでございます。その条例につきましても、課税免除にかかる税制措置が講じられております、令和6年3月31日までを有効期限とする時限条例のため、この期日をもって条例は失効し、現在課税免除に関する条例は存在しておりません。その一方で課税免除にかかる税制措置を求める省令、こちらにつきましては、令和9年3月31日までの3年間延長されております。制度内容は変わらずに期間だけが延長されておりますので、本町の条例についても省令の延長に合わせて執行期日を延長する改正を行いたかったところなのですが、改正省令の交付が3月31日という条例の執行期日の前日でありまして、議会招集の暇がなかったことから執行期日を延長する改正はなし得なかったということで、執行期日を迎えてしまいました。このような経過で今般新たな条例として提案するという事になったわけでございます。従いまして、今般成立しようとする条例の内容は、全条例を踏襲しております。すでに条例の内容はご承知のことと思いますけれども、改めて条項にそって説明させていただきます。第1条ですが、趣旨規定でございます。過疎法に基づく市町村計画や地方税法に基づいて固定資産税の課税の特例を定めることを規定してございます。第2条は、課税免除の規定でございます。第1項、本文には課税免除の適用を受ける業種・設備は製造業、情報サービス業等それから農林水産物等販売業または旅館業の設備でありまして、取得価格には条件があること。そして課税免除する固定資産は家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地であることを規定してございます。第1号と第2号には事業ごとの取得価格の合計額を規定してございます。いずれの事業にあっても500万円以上を対象としておりますが、第1号に掲

げております製造業または旅館業にあっては、資本金の額によって区分されております。個人または資本金が5千万円以下の法人につきましては、取得価格は500万円以上であること。それから資本金が5千万円を超え、1億円以下の法人については取得価格が1千万円以上であること。資本金が1億円を超える法人については、取得価格が2千万円であることを規定してございます。第2号では情報サービス業等または農林水産物等販売業にあっては取得価格は500万円以上でありまして、資本金による区分はございません。取得等とは一体何を指しているのかということにつきましては、新過疎法の23条に規定ございまして、具体的に申し上げますと設備にあっては、取得の他、製作や建設、建物及び附属設備におきましては、増築、改築、修繕それから模様替えということになっております。第2項は、課税免除の期間を規定しておりまして、期間は固定資産税を課すべき最初の年度から3年度としています。第3条は、申請に関する規定で規則で定めるところにより申請すべきことを規定してございます。第4条は、取り消しにかかる規定でございまして、第1号・第2号に該当することになった場合は課税免除を取り消すことができることとしております。第5条は、規則への委任規定でございます。前施行規則につきましても、条例と同様に令和6年3月31日に失効しておりますので、今般の条例制定に合わせて新たに制定することとしてございます。内容につきましても前の施行規則を踏襲してございます。最後に附則です。第1項に、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用すること。それから第2項には、条例の失効の規定でございまして、令和8年3月31日に失効する時限条例としてございます。この8年3月31日という期日につきましては、美深町過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間に合わせたものでございます。第3項は、経過措置でございまして、この条例の失効前に取得した対象設備に関する固定資産税の課税免除については、この条例の失効後も効力を有することとしてございます。以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第23号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第24号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第24号 美深町税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第24号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、個人町民税では令和6年度分の特別税額控除、いわゆる定額減税の実施措置、固定資産税及び特別土

地保有税では、令和6年度評価替えに伴う負担調整措置の延長措置など税制改正に対応するよう規定を整備するものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の3ページをご覧くださいと思います。議案第24号 美深町税条例の一部改正について。美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料で説明させていただきます。13ページ的美深町税条例の一部改正の概要をご覧くださいと思います。この条例改正は地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う改正でございます。1つ目の個人町民税では、令和6年能登半島地震災害の被災者にかかる特別措置と特別税額控除、いわゆる定額減税ですけれども、こちらの実施措置。2つ目の固定資産税では、令和6年度の評価替えに伴う負担調整措置の延長措置と新築認定長期優良住宅特例にかかる申告の見直しの措置。3つ目の特別土地保有税では固定資産税と同じように6年度の評価替えに伴う負担調整措置の延長措置という内容になってございます。それでは表に沿って順に説明いたします。まず、個人町民税でございます。第15条の7、第1項の改正は寄附金税額控除にかかるものです。公益信託制度見直しに伴いまして、公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金について、寄附金控除の対象とする改正でございます。寄附金控除の対象となる公益信託の信託財産の範囲、それから受託者の範囲の拡大に対応する改正でございます。2つ目の附則第4条の2を削除する改定につきましては、こちらも公益信託制度の見直しに伴うもので、課税標準の計算規定を整理するための条項の整備でございます。それから公益信託にかかる改正の適用日でございますが、公益信託にかかる法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日としておりますけれども、この法律は今現在未施行となっております。3つ目の附則第5条の2、第1項から第3項の改正につきましては、令和6年能登半島地震災害にかかる雑損控除額等の特例を新設する改正でございます。令和6年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震の災害により住宅や家財等の資産について、損失が生じた時は令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとする特例でございます。被災者の負担の軽減を図るものでございます。適用日は、令和6年2月21日ですが、この日は改正地方税法の公布日でございます。次のページをご覧ください。整理番号4番から7番までの改正につきましては、定額減税にかかるものでございます。デフレ脱却の一時的な措置として納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人により令和6年

分の所得税で3万円、令和6年度分の個人住民税で1万円の減税が実施されます。ここでは個人住民税1万円の減税を実施するための規定を新たに整備するものでございます。附則第7条の5としまして、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に関する規定を新設します。附則第7条の6として令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例に関する規定を新設するものでございます。附則第7条の7として、令和6年度分の公的年金等にかかる所得にかかる個人の町民税に関する特例に関する規定を新設いたします。附則第7条の8として令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除に関する規定を新設いたします。説明欄に記載いたしましたけれども、この定額減税につきましては、納税者の合計所得金額が1,805万円、給与収入にしますと2千万円以下の方が対象になります。また定額減税を町税収入から見ますと、個人住民税所得割が減少することになりますが、この減収額については、全額国費で補填されることになっております。定額減税の制度説明で、冒頭令和6年度分の個人住民税から減税すると申し上げましたけれども、一部6年度分で減税できない場合がありますので、附則第7条の8に令和7年度分の個人の町民税から減税する規定を設けております。説明欄に記載のとおりですが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者につきましては、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除することになります。これは令和5年度末時点の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者、この情報につきましては、給与支払報告書等には記載がありません。そのため納税義務者の申告がない限り補足できないのが現状でございます。そのため令和6年度分の源泉徴収票、それから給与支払報告書等に当該情報を記載するように変更しまして、情報を補足した上で令和7年度分の個人住民税から減税するというようにされたところでございます。こちらの改正の適用日は、令和6年4月1日でございます。整理番号8番から16番についても定額減税にかかる規定の整備でございます。特別税額控除額つまり定額減税の算定に用いる所得割の額について特例適用後の額を用いることだったり、分離課税分を含めることなど読替規定を整備するものでございます。改正状況につきましては、記載のとおりでございますので、見出しなどお見通しをいただければと思います。こちらの改正にかかる適用日につきましても令和6年4月1日でございます。以上が、個人住民税の改正です。次に固定資産税の改正について説明します。次の16ページをご覧ください。17番の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告に関する改正で、附則第10条の3、第3項を新設します。内容につきましては、新築認定長期優良住宅特例のうち、マンション等区分所有住宅なのですけれども、こちらにつきましては、マンション管理組合の管理者などから変更認定通知書の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合には区分所有者からの申告書の提出がなかった場合にあっ

ても減額措置を適用することができることとする改正でございます。現在、このこういったものは町内に該当する家屋はございません。この改正の適用日は令和6年4月1日でございます。次の18番以降につきましては、土地にかかる税負担の急激な上昇を抑制する負担調整措置制度を延長する改正でございます。令和6年度の評価替えにあたりまして、この負担調整措置を3年間延長して、令和6年度から令和8年度の課税に係る特例とするものでございます。この改正の適用日は、令和6年4月1日でございます。次に、特別土地保有税の改正について説明いたします。次のページをご覧ください。こちららも固定資産税の負担調整措置と同じ内容でございます。特例を3年間延長するものでございます。この改正の適用日も令和6年4月1日でございます。この他、地方税法等の一部改正によりまして町税条例が引用しております法律等の条項が移動したものなどがございます。下の表に記載したとおりでございますのでお見通しいただきたいと思っております。以上で議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第24号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第25号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、後期高齢者支援金の課税限度額について2万円引き上げる改正。軽減措置について5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得を引き上げる改正を行うものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の18ページをご覧ください。議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容について資料で説明いたします。次のページ19ページをご覧ください。改正概要につきましては、改正趣旨に記載のとおりで国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されまして、この中で保険税負担の公正性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額及び保険税軽減対象世帯にかかる所得判定基

準が改正されましたので、大きく2つの改正を行うものでございます。まず1つ目の課税限度額の改正でございます。表の上段を見ていただきまして、課税額という見出しで第2条、第3項に規定しております。3つの課税額のうち後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を改正いたします。具体的な改正内容は、改正の内容及び説明欄をご覧くださいまして改正箇所がアンダーラインを引いている部分であります。後期高齢者支援金等課税限度額につきまして、現行22万円を2万円引き上げて24万円に改めます。この改正は高い所得層の税負担が増える方向に作用をいたします。次に、2つ目の保険税軽減世帯にかかる所得判定基準の改正でございます。国民健康保険税の減額という見出しで、第27条第1項に規定している5割軽減と2割軽減の対象世帯にかかる軽減判定所得の基準額を改正いたします。5割軽減では、被保険者数1人あたりの額について現行29万円を5千円引き上げて29万5千円に改めます。2割軽減では、被保険者数1人あたりの額について現行53万5千円を1万円引き上げて54万5千円に改めます。この改正は中低所得層の税負担が減る方向に作用をいたします。これらの課税適用は令和6年4月1日でございます。以上で、議案第25号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第25号の説明を終了します。只今から暫時休憩をいたします。再開は、午後3時15分といたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第11 議案第26号乃至議案第28号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第26号 令和6年度美深町一般会計予算（第2号）乃至議案第28号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第26号乃至議案第28号で提出しております一般会計及び2特別会計の補正予算につきまして、一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第26号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による定額減税調整給付金等に要する経費及び各種公共施設の補修・修繕に要する経費、更には商工

会が販売するプレミアム商品券に要する経費を追加措置するものであります。その他、総務費では会計年度任用職員及び地域おこし協力隊に係る経費の追加、農林産業費では、事業内容の充実により小規模土地改良事業の事業量が増加したことによる経費の追加、商工費では美深振興公社に対する第3セクター経営改善事業補助金について措置するものであります。次に、歳入であります。追加補正に係る財源につきましては、国・道補助金により措置する他、不足する財源が前年度繰越金を充て、プレミアム商品券の財源については、地方債により措置いたします。以上によりまして一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ8,427万1千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ51億8,555万9千円となるものであります。次に、議案第27号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第28号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。いずれの補正予算もマイナンバーカードの健康保険証利用を促進するためのリーフレットを健康保険証の更新に合わせて同封するため、必要経費の追加を行うものであります。これによりまして、国民健康保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ2万4千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億7,342万4千円となり、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ3万3千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ8,833万3千円となるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。訂正いたします。失礼いたしました。はじめに議案第26号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第2号）のところを（第1号）と申し上げました。訂正申し上げます。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第26号のご説明申し上げます。議案第26号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第2号）。令和6年度美深町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） 別冊配布の議案第27号の説明をいたします。議案第27号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○住民生活課長（桜木健一君） 次に、別冊配布の議案第28号の説明をいたします。議案第28号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）。令和6

年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第26号乃至議案第28号の説明を終了します。

◎日程第12 議案第29号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第29号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第29号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について申し上げます。本件は、令和6年12月2日に被保険者証が廃止されマイナンバーカードと一体化されることを契機として、北海道後期高齢者医療広域連合規約に規定されている広域連合が処理する事務に関する規定を改めるものでありまして、地方自治法第291条の3第1項の規定により関係市町村の議会の議決を要するものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書の20ページをご覧ください。議案第29号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。地方自治法第291条の3第1項の規定により北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。改正の内容につきまして資料で説明いたします。次のページ21ページをご覧ください。規約の変更の経緯若干説明させていただきます。規約の改正内容につきましては、改正趣旨に記載のとおりで令和6年12月2日に、被保険者証、健康保険証が廃止されまして、マイナンバーカードと一体化されることに伴い、広域連合が処理する事務に関する規定について所要の改正を行うというものであります。これまでの健康保険証は、マイナンバーカードに一体化されることになりましたが、マイナンバーカードで電子資格確認を取ることができない、受けることができない状況にある被保険者に対しましては、必要な保険診療等を受けられるようには、本人からの求めに応じて資格確認証を提供することになりました。この資格確認証の交付事務、これが広域連合と市町村が処理する新たな事務となりますので、これを契機として広域連合規約に定めております処理する事務に関する規定を整理するものでございます。それでは、変更内容の説明をいたしますが、現在広域連合や市町村が処理する事務につきましては、この広域連合規約に掲げておりません。広域連合が処理している事務につきましては、第4条に掲げられておりまして、この

うち市町村が処理する事務については。別表第1にかかげられております。しかしながらこうした事務の範囲につきましては、法律や政令、省令といった関係法令に定めがございます。例えば今説明いたしました健康保険証がマイナンバーカードに一体化されることに伴う、資格証明書の交付事務というものにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律。第54条第3項に規定されております。従いましてこのように法令等に定められた事務について、あえて広域連合規約に定める必要性が乏しいということから広域連合や市町村が処理する事務について関係法令を引用するように改めるものでございます。具体的な改正箇所は第4条の各項に掲げております広域連合が処理する事務と別表第1にかかげている市町村が処理する事務これを削除して第4条の本文に法令の規定を用いることを内容とする文言に改めてございます。第19条では別表第2を別表に改めますが、これら2つある別表の内、別表第1を削ることに伴いまして、呼び名を改める改正でございます。1枚めくっていただきまして、改正規約の施行期日ですが、附則第1項でこの規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するとしてございます。以上で、議案第29号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第29号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第29号について採決します。議案第29号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第29号は可決されました。

◎日程第13 報告第3号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第13 報告第3号を議題とします。総務住民常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項に

ついて閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告するもの
でございます。調査日、令和6年4月19日。調査事項、1つとしてはふるさと納税の現
状と課題について。調査内容 1、ふるさと納税の寄附金実績と返礼品の状況。2つ目
には、ふるさと納税の指定先と使途の金額。調査方法は、聞き取りでございます。調査の
内容を申し上げます。寄附金の年度別実績は、令和元年度から4年度までは減少傾向が続
いておりましたが、令和4年度からはサイトを5事業所から8事業所まで増やしたこともあ
り、令和5年度では増加が見られました。年度別決算額では、令和元年度1億5,585
万3千円。令和5年度7,709万1千円となっております。令和5年10月からは企業
版ふるさと納税も実施いたし、令和5年度実績で10件で300万円となりました。令和
5年度の返礼品上位では、ホワイトアスパラガス、びふかメロン、羊のホゲットなどがあ
り、ソフト面での返礼としては体験型のメニューも掲載されておりますが、実績は少ない
状況です。寄附金額は、1万円から1万9,999円までが2,765件、件数比率と致し
ましては、69.9%を占めております。なお、リピート率は15%から17%で推移し
ております。調査のまとめに入らせていただきます。道内最高寄附額は、194億円で上
位10社までが水産関連、千歳はキリン、当別はロイズが入っているなど、水産産業、大
企業が進出している地域が上位であり、美深町は道内123位の状況です。寄附者には町
長名でのお礼状だけだが、寄附者とのコンタクトが取れる有効なアイテムの1つとして、
さらなる工夫も必要です。出品業者とは、年に1回意見交換をしておりますが、特産品開
発から返礼品になりうる商品を掘り起こすなど、官民一体による取り組みの充実が望ま
れます。また観光需要に合わせた体験型、ソフト面での返礼品の充実と、SNS・広聴誌等
による情報発信においてもさらなる努力を期待する。以上が調査のまとめになります。調
査の2つ目、10ページをお開き下さい。その前に、申し訳ございません。6ページです
ね。6ページ、調査事項。2つ目といたしまして、第9期介護保険等の現状と課題につ
いて。調査内容 1つ目、高齢者保健福祉計画について。2つ目、介護保険事業計画につ
いて。3番目、障がい者福祉計画について。調査方法は、いずれも聞き取りでございます。
10ページに入ります。今、申しあげました計画書3本はできたばかりなものですから、
調査のまとめもちょっと大変だったのですが、その前段の方は抜粋しておりますので、ど
ういう内容かは熟知していただきたいと思っております。それでは調査のまとめを朗読させ
いただきます。高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画、そして障がい者福祉計画は、
いずれも内容として多岐にわたるものとなっております、最近の情勢にも即していると考えら
れ、高齢者、障がい者とその家族の福祉の維持・向上にとって大変重要な計画であるだけ
ではなく、美深町のまちづくりにおいても重要なものであります。国や北海道の指針等に

基づくものと考えられますが、いずれの計画も美深町の置かれている状況や存在している社会資源を考慮して作成されており、今後も引き続く少子高齢化や人口減少のもとにおいても必要なサービスや支援体制を維持・継続し、実施するための人材を確保することが必要になってきます。令和6年度に策定される子ども・子育て支援計画とともに福祉に関する計画は、まちづくりの一部になるものであり、実のある推進を図るために周知広報による町民の理解の促進にも努めながら、計画内容の推進に全力であっていただきたいということで調査をまとめさせていただきました。以上で、総務住民常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第14 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第14 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。議案調査のため、明日19日を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、明日19日を休会とします。以上で、本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後4時10分

令和6年第1回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和6年6月20日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 美深町税条例の一部改正の訂正について
- 第 3 美深町国民健康保険税条例の一部改正の訂正について
- 第 4 議案第23号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に
関する条例の制定について
- 第 5 議案第24号 美深町税条例の一部改正について
- 第 6 議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第26号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第27号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第28号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 第10 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見
書の提出について
- 第11 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施
策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第12 議員派遣の件
- 第13 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 木下 悠 君 | 2番 望月 清貴 君 |
| 3番 中瀬 亮太 君 | 4番 名取 明美 君 |
| 5番 蠣崎 一生 君 | 6番 田中 真奈美 君 |
| 7番 小口 英治 君 | 8番 藤原 芳幸 君 |
| 9番 和田 健 君 | 10番 荒川 賢一 君 |
| 11番 南 和博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	草野孝治君	副町長	川端秀司君
総務課長	中江勝規君	企画商工観光課長	小野勇二君
住民生活課長	桜木健一君	保健福祉課長	小林一仙君
農務課長	山崎義典君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	内山徹君
企画グループ主幹	渡辺善美君	経済産業グループ主幹	前田直久君
生活環境グループ主幹	川端健君	税務グループ主幹	中野浩史君
保健福祉グループ主幹	和田政則君	農業グループ主幹	加藤保昭君
建設林務グループ主幹	田畑尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君
経済産業グループ参事	紺野哲也君		

◎教育委員会

教育長	杉本力君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副主幹	服部満君
------	------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から6月実施の例月出納検査報告書。町長から町出資法人にかかる令和5年度期経営状況説明書。株式会社美深振興公社については、議会側議案に写しを添付しています。次に、追加議案について、申し上げます。議会側提出のものは意見書案2件、議員派遣1件、承認1件の合計4件で本日の会議に付議しております。なお、長側から議案第24号と25号に関し、訂正の申し出があり、本日の会議に付議しております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 美深町税条例の一部改正の訂正について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 美深町税条例の一部改正の訂正の件を議題とします。町長から議案第24号 美深町税条例の一部改正の訂正の理由説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。議案第24号の訂正についてご説明申し上げます。令和6年6月18日に提出いたしました、議案第24号 美深町税条例の一部改正につきましては、令和6年度分の特別税額控除や令和6年度評価替えに伴う固定資産税及び特別土地保有税に係る負担軽減措置の延長など税制改正に対応する改正の提案をしたところではありますが、施行期日等に記載誤りがありましたので訂正を求めるものであります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは訂正する内容につきまして、私の方から説明させていただきます。お手元に訂正請求書があるかと思いますが、3ページに議案訂正資料をつけておりますので、そちらをご覧くださいと思います。この訂正資料の上の表が議案第24号 美深町税条例の一部を改正する条例になってございます。改正条例の附則第1条

に施行期日を規定しておりますが、この規定に誤りがございましたので、訂正させていただき請求をするものでございます。訂正内容について2つありまして、1つには施行期日の誤りでございます。この改正条例の施行期日について第1条に記載ありますけれども、第2号から第3号に掲げる改正規定を除いて令和6年4月1日から施行する。その旨を規定してございますけれども、ご承知のとおりそもそも条例の施行日について公布の日より前、つまり過去に遡って施行することができませんので、これをあえて遡ってやるとすれば、適用させるとすれば遡及規定を設ける。適用日を謳う必要がございます。2つ目の訂正につきましては、その適用日の規定の漏れでございます。18日に提出いたしました議案資料や説明の内容が正しいものでございますので、条例の公布日から遡る遡及規定として適用日を謳う内容となっております。この度のこの誤りに関しましては、規定内容の確認不足というのが主たる要因となっております。条例の内容自体につきましては、個人住民税の定額減税それから固定資産税の負担調整額の延長など住民の皆さんの利益に繋がる内容でございますので、この訂正をもって適正に措置させていただきますので、ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。以上で、議案第24号に係る議案の訂正請求についての説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） お諮りします。只今、議題となっております。議案第24号 美深町税条例の一部改正の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って美深町税条例の一部改正の訂正の件を許可することに決定しました。

◎日程第3 美深町国民健康保険税条例の一部改正の訂正について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 美深町国民健康保険税条例の一部改正の訂正の件を議題とします。町長から議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正の訂正の理由説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第25号の訂正についてご説明を申し上げます。令和6年6月18日に提出いたしました、議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、後期高齢者支援金等の課税限度額の引き上げや保険税軽減措置に係る軽減判定所得を引き上げる改正を提案したところでありますが、施行期日等に記載誤りがありましたので、訂正を求めるものであります。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） 先ほどの訂正請求書の3ページの資料の下の表をご覧くださいと思います。こちらにつきましても、先ほどの美深町税条例の一部を改正する条例の訂正内容と同じく施行期日の誤りと適用日の規定漏れでございます。改正条例の附則第1条に施行期日を令和6年4月1日と規定しておりますけれども、そもそも条例の施行日につきましては、交付の日より前、つまり過去に遡ることができないということ。そして遡って適用させる必要がある時は、適用日を謳う訂正となっております。この度の誤りに関しましても町税条例と同じく規定内容の確認が足りなかったことが要因でございます。この改正をもって法令の改正の趣旨に添うように適正に措置させていただきますので、ご了承賜りますようによろしくお願いいたします。今後、このような訂正事案が起きないように十分に留意して参りますので、ご容赦賜りますようによろしくお願い申し上げます。議案第25号にかかる議案の訂正請求の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） お諮りします。只今、議題となっております、議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、美深町国民健康保険税条例の一部改正の訂正の件を許可することに決定しました。

◎日程第4 議案第23号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第23号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。これから議案第23号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第23号について採決します。議案第23号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 2 3 号は可決されました。

◎日程第 5 議案第 2 4 号 美深町税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 5 議案第 2 4 号 美深町税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第 2 4 号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 2 4 号について採決します。議案第 2 4 号 美深町税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 2 4 号は可決されました。

◎日程第 6 議案第 2 5 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 6 議案第 2 5 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第 2 5 号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） それでは、1 点伺いたいのですが、今回の改正により町内で対象となる世帯というのは、どのぐらい関わってくるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中野税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（中野浩史君） この課税限度額の引き上げに伴いまして、対象となる世帯については 1 7 世帯になる見込みでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 2 5 号について採決します。議案第 2 5 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 2 5 号は可決されました。

◎日程第7 議案第26号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第26号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第26号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは、私は2点ほど伺いたしたいと思います。9ページ、地域おこし協力隊インターン謝金に関して伺います。非常に好評だったということですが、インターンということでちょっと今までとは違う協力隊の形になっておりますけれども、町としてこの事業に期待しているもの。これについてどのようにお考えなのか伺います。それともう1点。次のページになります。上段のチョウザメのところであります。チョウザメの中での説明で、アムールチョウザメとミカドチョウザメから採れた稚魚ですか。幼魚ですか。ただけるといことで、恵庭のふ化場からだと思いますが、話だったのですけれども、これ非常に夢のような話で総務課長も大変貴重なものと説明ありましたが、本当に夢のような話だと思っておりますが、恵庭の方のことなので、ちょっとわかる範囲でちょっと聞きたいのですが、今回このようなことがあって達成できたのは、今回限りのことだったのか。それともまだこういうことが今後も継続できるような環境にあるのか。その辺についてわかる範囲でお答えいただければと思います。以上、2点であります。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 私の方から、まずは地域おこし協力隊のインターンの関係でお答えをさせていただきたいと思っております。インターンですけれども、こちらについては通常1年から3年の期間で活動する地域おこし協力隊が本体の部分なのですが、インターンの制度については、この期間が2週間から3カ月という短期間での実施になりまして、これで現地で実際に体験をすることで、応募者の裾野の方を広げて地域おこし協力隊の本体の方に応募のきっかけや足掛かりになる制度だと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 紺野経済産業グループ参事。

○経済産業グループ参事（紺野哲也君） チョウザメの関係のご質問をいただきました。本当にアムールチョウザメ、ミカドチョウザメについては、本当に貴重な種類ということで、今回引き取る経過としては、美深の方にミカドチョウザメが1匹天然物がいるのですが、この部分は今のところ遺伝子の分析結果では雌であると言われております。どう

してもミカドチョウザメの雄の精子は色々使って、掛け合わせで美深でも試験はやっているのですが、ミカドチョウザメの掛け合わせの種類は美深の気候にとっても合っているという部分で、ミカドチョウザメの種類の特徴として卵形が物凄く大きい。キャビアの卵形が非常に大きいという特徴がある品種ということになりますので、この部分是非、雄、恵庭にいるミカドチョウザメが雄3匹いますので、その部分何とか美深で引き取って、美深の方でミカドの純系の繁殖を成功させたいという思いから、私の方から足立先生を經由して、水産試験場に調整していただいたという経過でございます。この部分で、水産試験場にはもう他にもいるのですが、ほとんど雑種、掛け合わせの雑種ですので、継続できるかという部分では、個体の引取関係はそれほどないのかなと思いますが、その引き取ったミカドチョウザメの繁殖、恐らく大ニュースになるのではないのかなと言う部分もございまして、その部分は水産試験場で育て上げたミカドチョウザメを美深に持ってきて、美深のミカドと掛け合わせできたということで貢献していきたいかなと思っております。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） まずインターンの方でありますけれども、将来的なインターンではない本来の地域おこし協力隊に繋げていきたいというそういった期待をもったの事業ということでありますけれども、インターンとなると学生向けの感じがどうしてもしてしまうのですけれども、今回対象としているのはどういった人が対象となっているのか。そして逆に既に決まっている方といったらおかしいですけれども、来てくれる方はどういう学生なのか、社会人なのか、将来どのような形の展望が持てるのかも含めてちょっと現状をお伺いしたいのと、チョウザメに関しては今の話を聞いて凄くまた夢が膨らむ話ではあって、そういう関係がずっと関係機関との連携がとれているということで凄く頼もしいなど感じているのですけれども、色々目的が膨らむ部分ではあるのですけれども、これに関して私の方からも疑問はない。是非とも60匹でしたか。いただけるの。60匹が後はどのぐらいちゃんと成長してしっかり大きくなってくれるのに期待をかけるところなのですが、そこに関しての状況でどのぐらい、まだなかなか難しい答えかもしれないですけれども、観測的にどのような今状況を持っているのか伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） インターンの関係でございますけれども、今回インターンの方採用した人数については4人となってございます。学生が、大学生が3名、そして社会人が1人ということになっているところでございます。既に、6月今現在、お二方は美深の方にこられて今活動されている状況でございます。残りの二方については、8月にまた来られるということで、期間については2週間から2カ月ぐらいの幅のある採

用ということになってございます。以上です。

○議長（南 和博君） 紺野経済産業グループ参事。

○経済産業グループ参事（紺野哲也君） 恵庭の水産試験場の方から60匹引き取るということなのですが、アムールチョウザメ、ミカドチョウザメ以外の雑種については、恐らく色々な掛け合わせで種類も豊富かなと推測しているのですが、1番重要なのは試験研究機関が飼育しているチョウザメというのは、あくまで研究目的ですので、餌の量とかそういう部分が恐らく不足しているということで、恐らく美深に到着している時には体調的にはちょっと痩せている場合が多く見受けられるという部分でございますので、そこから美深の給餌方法に切り替えて、どこまで成長するのか。個体差が激しいので、引取物ではあるのですが、成長が悪い部分についてはうちの判断でどうしていくかという部分は決めていきたいと考えてございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今、インターンの方に関しては、3人の大学生。そして社会人が1人ということで、大学生の方がどのように今後、その地域おこし協力隊として繋がるかということに関しては、ちょっと果たしてどうかなと思う部分もないわけではないのですが、そういった形の交流、美深に来て実際そういう形での活動の中で、是非とも地域おこし協力隊だけではなくて色々な形で美深と関わりの中で、こちらに来ていただけるようなことが叶えばもっと良いのかなと思っている部分がありますので、是非そのような形になるような対応でインターンを送り出していただければなと思っております。あとチョウザメに関しては、まさに今話を聞いたので、もう本当に期待が膨らむばかりなのですが、是非とも良い成果が上がるように、今まで努力をして来られましたけれども、是非とも結果が良い報告が受けられるように期待をしちゃうのですが、そこに関してもうこれ以上、ああだこうだはないのですが、本当に期待が大きいので頑張ってくださいなというところでございます。私の方からは、何かそれに関して回答があればいただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 紺野経済産業グループ参事。

○経済産業グループ参事（紺野哲也君） ミカドチョウザメの繁殖という部分では、私も大いに期待しておりますし、これが成功した場合には日本でもトップクラスのニュースになると考えておりますが、そこにそこだけに全力を注ぐわけにはいかないもので、やはり美深のチョウザメの産業化の部分が根っこにありますので、そこを前進させながらそういう部分で、そういうのが成功すると無料でPRもできるという、美深の知名度も上がるという部分に繋がりますので、そういうところの複合的な効果も見据えながら取り組んでいき

たいなと思います。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） インターンの部分につきましても、制度的には去年から実施して、今年2年目ということになってはいますが、やっぱりなかなか本体の方の人数が少ないという課題もありますので、本体の方に繋げていけるように努力して参りたいと考えてございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは議案書10ページ、11ページのびふかアイランド管理費。18節第三セクター経営改善事業補助金330万円についてお聞きします。今回の補正での予算上程の意味も含めての質疑になります。1点目は、予算金額の算定経過と今期はどのようなものだったのか。2つ目は、これは答えられる範囲でいいと思いますけれども、業者選定の基準並びに選考方法ですね。そこもちょっとお聞きしたいと思います。3点目としては、前段に申し上げましたが、緊急を要する補正での提出を踏まえてですが、これからはじまるコンサルにかけるという説明でしたけれども、その経営改善に向けて組織の再構築を含めて具体的にどのように取り組んでいこうと思われるのか。その3点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 紺野経済産業グループ参事。

○経済産業グループ参事（紺野哲也君） コンサルの部分ですけれども、まず330万の算定根拠と経過というところですが、この部分については、契約の当事者は公社ということで進めておりますが、330万円の補助、ほぼ全額、100%補助という形になってございます。以前には、エネルギー価格の高騰対策などで株主、町の出資比率で負担していた部分もございましたが、やはり負担金の目的、補助金の目的によって、その負担率・補助率というのは考えていく必要があると考えてございます。コンサル入れて経営改善に進めるということですので、その部分、単年度で何か収支が大幅に改善するということではありませんので、その部分まず最初にかかる全体のコンサル導入の経費については、町でしっかり支援していくと。契約の当事者である公社は、その分それをコンサル業者と連携してしっかりやっていくと。そこに町もしっかりと関わっていくというスタンスで考えてございます。2点目の業者選定基準という部分でございますが、基本的には今回の補正を提案させていただいた内容でいきますと、現状の分析、温泉、道の駅それぞれ部門ごとの現状の分析とその課題で、それを洗い出して、その課題に対応できる改善策を提案いただく。さらには、この会社は改築なども携わっている会社、グループ会社もありますので、その部分で例えば実現可能な改築計画なども合わせて提案いただくこととなってござ

います。合わせて人材を派遣して、温泉、ホテル、旅館などの経営をバックアップするというようなことも実績として今現にやっている会社でございますので、むしろこの会社とパートナーとなって、単年度で終わることなく次年度以降その分析、報告書をもとにやれる部分をしっかりと協議して、それを次年度以降の予算に反映させていくというようなスケジュール感で考えているところでございます。3点目の、組織の再構築という部分でございますが、経営改善というどうしても財政、収支を改善できれば全てがという意味合いもあるかもしれませんが、実際には財政と人材組織の問題というのは両方あって、財政が改善したから組織としていい方法に向かっているかというところを決してそうではないと思いますので、その組織の人員含めて、配置含めてその部分のアドバイスもいただけることになってございますので、その部分も含めて今年の報告書を受けて次年度以降反映させたいと、それはしっかり町も中に入って協議して進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 言われるとおりのことなのでしょうけれども、大変これは難しい問題だなと思っていますけれども、これ町がそのコンサルにかける時の要望だとか、こんなようなことを調査、重点項目ですね。そういうのが何かあったのか、どうなのか。ただ、コンサル、経営全般ではなくて、こことここは力を入れたいので、こういうようなことを相談したいので、その結果を報告していただきたいというようなことがなかったのかが1つと、それとこれは新聞報道ですけれども、調査期間を聞こうと思ったら今日の道新で9月ぐらいまでにまとめるようなことの報道だったのですが、そして今の答弁では、引き続いて調査を行っていく旨の答弁がありましたけれども、これはまたさらにその調査結果が出た後もずっと引き続いて人材派遣はしてくれるのかどうか分かりませんが、そこら辺の事情というのか、それをもうちょっと詳しくお聞きしたいです。あくまでもそれは結果が出た後の再構築だと思うのですが、町としては、大株主ですから経営のビジョンというのか、それに向けて何か考えがあれば合わせてお聞きしたいです。

○議長（南 和博君） 紺野経済産業グループ参事。

○経済産業グループ参事（紺野哲也君） 経営コンサルとのこちらからの相談内容、実質公社代表として、担当として話した内容含めてお話ししたいと思います。実際にはびふか温泉、道の駅びふか、過去の経営状況、すべてお話してあります。過去、相当前からプラスの時から含めた収支の状況などもお話してございます。昨今の人材不足、レストランの休止含めた課題についても全てお話してございます。その部分も含めてコンサルの部分で、まずは何故不足しているのかという現状の分析がまず必要ですということもいただい

ます。その際に言われたことで1番印象に残っていることは、コンサルを入れてもコンサルに任せっきりだと上手くいかないですよというような助言もいただいておりますので、そこは町としてもしっかりと関わっていくという約束をさせていただいているところでございます。人材の部分、報告書を待ってというのがメインになってきますが、想定している部分でいうと、今まさに総務省の制度で地域活性化企業人制度というのがございまして、三大都市圏の企業から職員の派遣を受けて、専門家派遣を受けて、その経費については交付税措置するよというような制度もございまして、そういうのを上手く使うと専門家の人材を受けながら財源的には国の財源を活用することができるということもございまして、その部分も含めて実際にやっている会社でございまして、何とか相談は新たな会社を探すよりは非常に進みやすい会社ということで理解しておりますので、いずれにしてもその部分については公社含めて報告書を受けて検討していきたいと考えてございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ちょっと聞き洩らしたかもしれない。申し訳ありませんが。町の関与とか色々聞いたのですけれども、これは振興公社にその金額を補助金という形で出して、振興公社自身が考えれば良いことなのかもしれないのですけれども、そんなわけにもいきません。そこでその業者の選定、先ほどちょっと聞いたと思うのですが、そこら辺は具体的な回答がなかったように私記憶しているが、もし私の記憶違いなら再度もう1回言っていただきたいのですが、これはインターネットで今日も見てみると、こういうコンサルタントの経営、ホテル業界のところを見ると、東京都内でもバーッと出るわけですよ。そしてこの報道に載っていますからあえて言いますけれども、結ぼうとしているコンサル会社、北海道でいえば月形の温泉等のところもコンサルタント業務で入っていますけれども、業者選定に当たっては、町は何も関与していないと言えればそれまでですけれども、恐らく私は、こういう希望でと先ほども言いましたけれども、こういうことを調査していただきたいということで振興公社にも投げかけてというか、予算はこちらでお金は出すわけですから。それは当然町の意向も組んだコンサル業務になると理解していますけれども、そこら辺の業者の選ばれたというか、業者を選んだというか、そこら辺の根拠はどのようなものだったのか。これは大変大事なことで私は思っていますので、早々これは失敗の許されないぐらいの私は気持ちでありますので、そこはあえてもう一度、これ3回目ですから。ちょっと頭が悪いので、詳しくちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 紺野経済産業グループ参事。

○経済産業グループ参事（紺野哲也君） 業者の選定理由、根拠含めての部分でございまして、まず何点かポイントあるのですが、まず道内実績がある程度あるところ、現に今そ

ういう連携してホテル、旅館、温泉施設と連携している、現にやっているところ。単年度のコンサル業務ではなく継続してそこで出た報告書の具体的な改善策を協議して、ともに進められる業者というところで、公社の方と相談して、ここというところで決めてございます。多分、経営コンサル企業というのは沢山ありますので、その中でも何故ここかというところなのですが、逆にいうと数多くある中で、どこを選ぶかというのが非常に難しいという部分がありますので、そして一定程度公平性等を含めますと公募する、提案いただくというような作業をやると丸一年かかるだろうと予想もされています。国の制度を活用している実績、人材派遣で、美深振興公社の大きな課題は、財政だけではない、やはり人材の部分だと思っておりますので、そこをある程度強いところでサポートしてくれる企業というところを含めて選定させていただいているというところでございまして、先日の株主総会でも株主さん総意のもとご承認いただいたというところでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 11ページになります。下から4段目の報酬の関係でちょっとお伺いをいたします。説明の時には、仁宇布の学校、2名の内1名しか派遣がなかったという感じの説明でしたが、当然その道教委の方には教員の要請等もしている結果だと思えますが、このような経緯になった要因は何なのか。また今後同様のケースが小学校、中学校で起こりえるのかどうか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今、ご質問のありました仁宇布小中学校の報酬の部分でございます。前段、ご説明させていただいたとおり、今年度育児休暇を取られる先生がいらっしゃるということで、先生の方から話がございました。その後すぐ道教委の方と協議いたしまして、代替教諭の部分、派遣について動いておりましたが、昨今全道・全国的な教員不足等もございまして、中々その部分で2名という部分で配置をする部分が非常に厳しかった状況でございます。その内1名は何とか確保できたのですけれども、もう1名につきましては、中々該当の教員がいらっしゃらないという部分で、町の方、道教委の方と協議いたしながら地元にいる免許を持っている先生を時間講師というような形で、今回派遣してきているというところでございます。今後につきましても、全国的な教員不足、北海道内での教員不足というのは中々改善される方向にはなっていない状況もございまして、今後もそのような可能性はあると思いますが、なるべく早い段階でそういう先生方からのご要望等伺いながら早い段階でそういう要望があった中には、早急に道教委と協議いたしながら欠員がないように努力して参りたいと考えてございます。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 年度途中のやっぱり配置等もやっぱりないという形になりますか。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 現在も年度途中でも、そのような該当の先生がいらっ
しゃらないということで、北海道教育委員会とは継続して人員配置に向けての協議は継続
して進めている状況ではございますが、なかなか年度途中というところもありまして、今
のところちょっと難しい状況になってございます。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 9ページの上段になります、会計年度任用職員の報酬の1名追
加という形になっていますが、これはどこの課なのでしょうか。お聞きをしたいと思いま
す。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 補正予算の方で追加させていただいておりますのは、
職場としましては、教育委員会となっております。

○10番（荒川賢一君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

4番 名取君。

○4番（名取明美君） ページ数、11ページです。12節 委託料。広域入所委託料の
ところですか。説明の時に、本町の方で、千葉県認定こども園に入園するためというよう
な説明があったと思いますが、69万6千円は年間の委託料なのかどうか。その辺お願い
いたします。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） はい、幼児センターの広域入所の委託料なのですけ
れども、年間の委託料になります。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） それでは、使用料といいますか、保護者が月額で美深町に支払う
ようなそういった形になるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） こちらにつきましては、この単価というのが国の広
域単価が決められておまして、その部分をお支払いして、その部分の国庫補助金と道
補助金が町の方に入ってくるような形になってございます。

○4番（名取明美君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） 9ページになります。先ほどの条例改正の部分でありましたけれども、定額減税に関しての町整給付金の部分ですね。こちらの方でお聞きしたいのですが、これ町整給付金の方、色々なインターネット等を調べてもたくさん情報が出てきておりまして、僕も調べても、調べても何か理解がちょっとできないところもあったりして、中々大変なことだなと感じるところもあるのですけれども、これ対象になる方の方に町の方からお知らせ的なもの個別にいくのかどうか教えて下さい。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 只今ご質問いただきました町整給付金のお知らせなのですけれども、端的に答えまして、こちらの方からお知らせします。お知らせの種類としましては、2つありまして、マイナンバーで口座の方を登録されている方につきましては、これで大丈夫ですかと。口座を登録されていない方には口座を教えてくださいというという2種類の通知という形で発送することを考えております。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） わかりました。僕もその色々調べた結果なのですけれども、他のまちがどうしているのかなと思ってホームページとかを見たりしていたのですけれども、もう既に始まっている部分もありますので、一応ページ上で準備中とか調整していますので確認が出来次第ご案内しますみたいなことは一文添えているところがお知らせにありますので、そちらの方も早急に僕的には出したらいいのではないかなと思っているところなのですけれども、その考えだけお願いします。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） ありがとうございます。本音というかですね。改修が正直遅れておりまして、そちらの方でちょっとアタフタしていましたものですから、考えが及んでいない部分が多少あったので、早急にその部分を対応していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今般の補正予算についてですが、以前から第三セクター健全運営については、指摘・質疑等も行っておりました。振興公社・アウルとの合併については、令和4年1月。全員協議会の席上、改善に向けての協議及び収支計画書。これは単年度で

はありますが、5年度から黒字転換になる予想の説明がありました。今年からは宿泊料並びに入浴料の値上げ、6年度予算に至っては、エネルギー高騰分及び経営安定分として1,100万円を予算化したところです。23年度単年度黒字と言っても6年度予算の計上がなければ、さらに赤字幅の増大が見込まれることは明らかなことと思います。一部の町民からは、今更経営に対しての分析改善など、今まで何をしてきたんだという意見も多いことも事実です。私、議員の立場においても経営の健全化に対し、過去においても質疑、指摘などを通じ努力して参りました。私自身の力量不足の反省とともに、理事者側の健全化に向けての対応並びにサービス低下を招いた責任においても、大きな問題があると指摘しなければなりません。今般、上程の一般会計補正予算第7款、商工費、びふかアイランド管理費については、調査結果の指導のもと名実ともに新しく生まれ変わる最後の方策とすべく予算計上として、苦渋に満ちた決断ではありますが、賛成の討論といたします。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。なければ討論を終了します。これから議案第26号について採決します。議案第26号 令和6年度 美深町一般会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第26号は可決されました。

◎日程第8 議案第27号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第27号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第27号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第27号について採決します。議案第27号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第27号は可決されました。

◎日程第9 議案第28号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正
予算(第1号)

○議長(南 和博君) 次、日程第9 議案第28号 令和6年度美深町後期高齢者医療
保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。これから議案第28号に関し、質疑を
行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり
ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第28号について採決
します。議案第28号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)
に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第28号は可決されました。

◎日程第10 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准
を求める意見書の提出について

○議長(南 和博君) 次、日程第10 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の
参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、小口
議員、賛成者は、名取、藤原、田中、望月、木下の各議員です。この際、提出者の小口議
員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

7番 小口君。

○7番(小口英治君) 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准
を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、
下記のとおり意見書を提出する。提出者、私小口、賛成者、名取、藤原、田中、望月、木
下の各議員でございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、
防衛大臣です。意見書案は、朗読によって代えさせていただきます。広島と長崎にアメリ
カの原子爆弾が投下されてから、72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止
条約が採択されました。同年9月20日は、同条約への調印・批准・参加が開始され、2
021年1月22日に発効しました。現在、93か国が署名し、70か国が批准していま
す。核兵器禁止条約は核兵器の「開発・実験・生産・製造」及び「保有・貯蔵」さらにそ
の「使用」と「使用するとの威嚇」も禁止し、条約締約国に対し、「自国の領域または自

国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場合においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。日本国民のおよそ9割が戦争を知らない世代となり、早期の署名・批准を願う被爆者の方の平均年齢も85歳を超え、残された時間も少なく、悲惨な体験を後世に伝える語り部も減少しています。戦争のない平和な世界の実現は、国民の恒久の願いです。唯一被爆国である日本は、核兵器のない世界を望む国内外の世論と核廃絶の世界の流れを積極的に主導すべきです。よって、日本政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准するよう強く求めるとともに、それまでの期間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加するよう強く求めるものであります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第1号について採決します。意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第1号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第11 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、和田議員、賛成者は田中、荒川、名取、蠣崎、中瀬の各議員です。この際、提出者の和田議員から本件の趣旨について、ご説明をいただきます。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） 意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・

木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出する。提出者は、わたくし、和田。賛成者は、田中、荒川、名取、中瀬、蠣崎、各議員でございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。それでは、意見書案の説明を朗読をもって代えさせていただきます。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全・林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大。外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第2号について採決します。意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第2号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第12 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議員派遣の件を議題とします。お諮りします。会議規則第122条の規定によってお手元に配布のとおり議員派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び議会運営委員会、産業教育常任委員会からお手元に配布の調査事項につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認したいと思います。そのような決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定しました。これで本定例会に付議された案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和6年第2回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前11時2分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 蠣 崎 一 生

署名議員 田 中 真奈美